

○ 開 議

◎議長（大場芳博君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○ 報 告

◎議長（大場芳博君） まず、諸般の報告を行います。

上程中の議案のうち、乙第三十七号議案及び乙第三十八号議案、以上二件の議案につきまして、地方公務員法第五条第二項の規定に基づき、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付いたしておりますとおりの回答がございました。

（人事委員会意見）

◎議長（大場芳博君） 以上、御報告いたします。

日程によりまして、一般質問を開始します。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◎猪村利恵子君（拍手） 登壇。皆様おはようございます。自由民主党、猪村利恵子でございます。

議長より登壇の許可をいただき、また、諸先輩、同僚議員の御配慮をいただき、今回も登壇をさせていただきましたこと、深く感謝を申し上げます。

二月議会が三月二十五日に閉会し、四月、五月と怒濤のごとく過ぎ去り、気がつけば、あっという間に六月議会を迎えることとなりました。

大切な議席をお預かりして、はや一年がたちました。二年目も精いっぱい努めさせていただきます。

今回、市議会時代も合わせてですが、議会初の一歩、トップバッターのくじを引かせていただきました。若干空振りのおそれもなきにしもあらずでございますが、最後まで誠心誠意質問してまいりますので、執行部におかれましては、何とぞお酌み取りをいただき、御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

今年の北部九州は梅雨入りが平年より十三日も遅く、一昨日、梅雨入りをいたしました。しかしながら、沖縄県や九州南部、また、昨日は東海、中部地方も大雨や線状降水帯による被害も心配なところでもございます。いよいよ出水期に入りました。県内外を見渡せば、順調に田植えがなされております。

昨年、我が家の田んぼの一つがジャンボタニシ水族館のようになってしまい、今年は見ると見かねた地域の方々が草刈りや複数回の耕うん、水の管理、ジャンボタニシ対策まで多くの力をいただき、無事田植えを終えていただきました。心からの感謝しかございません。

米という字は八十八という文字からつくられたと言われており、お米ができるまでは八十八もの手間がかかるということは皆様御存じのこととおもいます。現在は機械化が進み、昔に比べれば米作りも大分楽にできる時代になったとしても、地方ではやはり生活の中心にしっかりと米作りがあり、そこに暮らす誰もがその風景に思いを寄せたり、感謝の気持ちを持つ大切な原風景ではないかと改めて感じたところでもございます。

諸説あるようですが、「たわけ」とは、江戸時代の法で、田を分ける

ことは愚かな行為であるとし、それが転じてたわけ者は愚か者を指すようになつたのだよと教えていただくことがございました。先人に倣い、たわけ者とならないよう、佐賀県の農家、農地を田畑、山林に至るまで守り、生かしていかなければならないと改めて思った今日この頃でもございます。

さて、この早苗たちがぐんぐん育ち、実りの秋を迎えますと、十月、いよいよ「SAGA2024」国スポ・全障スポが天皇陛下行幸の下、開催されます。既に県内各地では、みんなのできる、誰もがでできるデモスポ、デモンストレーションスポーツなどが始まっており、武雄市においてもウエルネス吹矢やチャレンジ・ザ・ゲームが開催されております。先日、チャレンジ・ザ・ゲームには石丸議員さんと共に参加をさせていただきました。いよいよだなと実感したところでもございます。

先日、担当課の方と進捗状況など意見交換をさせていただきました。順調に準備が進んでいるとのごさございました。それを聞かせていただき、安心したところでもございます。これまで御尽力いただきました県内外、そして、多くの方の御苦労が報われるすばらしい大会となりますことを祈念申し上げ、私も微力ながら、地元開催のボランティアに参加をさせていただく予定としております。楽しみにしております。

それとあわせてですが、道路関係の担当課さんとも意見交換をさせていただきました。道路の補修や白線など消えかけた箇所塗りの塗り込み、歩道の植栽の刈り込みなど順次予定しているとのことでした。ぜひ、歩道も、全国から多くの方がお越しになりますので、気持ちよく、そして、安全に移動していただかなければなりません。佐賀市内のメイン会場付近のみならず、いま一度、市町と連携して、必要とあらば県費を再投入

することも御検討をいただき、周辺部に至るまで再々点検をしていただきたく存じます。よろしくお願いを申し上げます。

大変前置きが長くなりましたが、質問に入らせていただきます。

今回も、前回同様、五問の質問項目でございます。

まず一問目は、医療的ケア児の災害支援について、二問目に武雄アジア大学への支援について、三問目に県立大学について、四問目に高校生の県内就職について、最後に九州新幹線西九州ルートについてでございます。単刀直入にお伺いをさせていただきますので、執行部におかれましては、よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

まず、医療的ケア児の災害支援についてでございます。

近年、相次いで発生する大規模な豪雨災害によりまして、県内でも貴人命が失われるとともに、多くの方々が避難生活を余儀なくされるところでございます。昨年度では、唐津市や佐賀市などにも大きな被害をもたらした豪雨災害が発生し、また、私の地元、武雄市においても令和元年、三年と二回の豪雨災害に見舞われたことは皆様も御存じのとおりだと思っております。

災害時の避難においては、自ら守る自助が基本であります。高齢者や障害者などの要配慮者のうち、特に地域や近隣で助け合う共助が必要ないわゆる避難行動要支援者については市町が個別避難計画を作成することになっており、県が後方支援を行っていると同様にしております。しかしながら、避難行動支援者のうち、医療的ケア児の災害支援については、人工呼吸器などの医療機器を使用されている方や定期的な投薬が必要な方など様々な状況の方がいらっしゃるから、避難所での電源確保や避難訓練など、個々の状況に応じた備えが大変重要と考えております。

例えば、武雄市では医療的ケア児の専門相談員を配置し、医療的ケア児を対象にした避難訓練を関係機関が参加して実施されており。私も昨年、参加をさせていただきました。ぜひこうした取組を他の市町にも広めていただきたいと思っております。県内自治体でやはり格差があるようにございます。

あわせて、医療的ケア児が通う特別支援学校においても、実践的な避難訓練を実施してほしいと考えているところでございます。また、実際に避難した場合、自宅を受けていた訪問介護サービスが避難先で受けられないんです。さらには、いつ、どこで避難するか分からないため、医療的ケア児の家族が被災地で情報の不足に陥ることも大変危惧されているところでもございます。

私もこのようなお話を承っております。御家族と共に医療的ケア児さんが旅行に出向かれて、そこで災害に遭われて、そして、どこに相談しに行っているのかが分からなかったというお声もいただいたところでもございます。こうしたことで、備えも大変必要と考えております。

そこで、次の点について伺いたいと思っております。
災害支援の充実についてでございます。

医療的ケア児の災害支援に当たっては、避難所での生活や電源の確保、情報発信や避難訓練などの取組が必要と考えております。県において現在の取組状況はどうなっているのか。また、今後どのように取り組んでいくのか、井上洋健康福祉部長にお尋ねをいたします。

それからもう一つ、特別支援学校における避難訓練の実施についてでございます。

医療的ケア児が校内にいるとき、例えば、水は予測はできません、御家

族の方に早めにお迎えに来ていただいているということでもございました。しかしながら、急な火事、そして地震、そういったことも予想されます。そういう災害が発生することも想定をしておかなければなりません。特別支援学校における避難訓練の実施状況はどうなっているのか、甲斐直美教育長にお尋ねをいたします。

二つ目の質問でございます。武雄アジア大学への支援についてでございます。

現在、学校法人旭学園と武雄市において、新たな四年制大学、武雄アジア大学の令和八年四月開学に向けた準備が進められております。かつて武雄市には平成二十四年まで旭学園が運営する佐賀女子高校の武雄校舎がございました。武雄校舎閉校後も武雄市と旭学園とで包括連携協定を結び、教育関連の連携事業に取り組んできております。そうした縁があつて、今年二月に大学設置に関する覚書を締結し、今年の大学新設の取組が決められたところでございます。

大学の設置構想は、皆さん御存じのとおり、東アジア地域共創学部・東アジア地域共創学科が設置され、国際的な視野を持ち、地域及び広域に寄与できる人材や、地域の産業と発展に貢献できる人材の育成を目指すとしてございます。

武雄市は、大学新設によって若年層人口の減少や子供の学ぶ選択肢が少ないなどの課題の解決につなげ、様々な面で地域振興や産業振興につなげたいと思っております。

こうした旭学園と武雄市の取組に県が協力していただくことは大変心強く、今後さらに議論が進んでいくことを期待しております。そして、全国的に地方の私立大学運営が厳しい状況にある中で、開学後も学生が

集まり続ける魅力的な大学になってほしいと地域の皆様共々に思っているところでもございます。

そこで、三点お尋ねをいたします。

まず、県が支援する理由についてでございます。

今回、県が武雄アジア大学設置に対する支援案を発表していただきましたことには大変ありがたいと思っております。旭学園と武雄市が進める取組に対して県が支援する理由をお尋ねいたします。

令和八年、令和十年と、二年違いではありますが、ほぼ同時期に、近い時期に県内二校が開学予定となっております。債務負担行為とはいえども、六億五千万円という巨額な予算を投じる支援をしていただく理由を、やはり地域の方もありがたいけれども、ここを聞いてくれないかということでもございましたので、お尋ねをさせていただきます。

そして、県の支援内容についてでございます。

私立大学の新設などについては一般的な支援制度はないというふうに聞いているところでもございます。今回の支援内容と考え方はどのようなものになっているのかをお尋ねいたします。

そして、県の今後の支援についてでございます。

武雄アジア大学が魅力ある大学、そしてまた、これからも学生が選び続けてくれる大学になるためには、県の支援が今後必要であるというふうに思うところでもございます。県では今後どのような支援を行っていただけるようになっておりますでしょうか、その三点を平尾健政策部長にお尋ねいたします。

三つ目でございます。県立大学についてでございます。

前置きは割愛させていただいて、経営と情報について学ぶ学部を設置

が検討されているところでもございます。先ほど申し上げましたけれども、県が支援をしていただける武雄アジア大学は東アジア地域共創学部を設置し、観光力・地域マネジメントコース、韓国・メディアコンテンツコースを設けることを検討されているなど、学びの内容に特色があつて大変分かりやすいという声もございます。

一方で、県立大学で検討されている経営や情報についての学びは他大学でも提供されており、また、その内容もやはりイメージしづらく、本常に県民に支持をされ選ばれるような魅力ある大学になるのか懸念があるところもございます。

例えば、地域の方とよく話が出ますのは、佐賀県は農業を生かす佐賀県農業大学校もある、佐賀農業高校もある、やはりこれからの農業をもっと力強く押し進めていただきたい。それから、米を使った、例えばお酒もそうですけれども、いろいろな食料、そういったものを研究する大学であつてほしい。また、有明海や玄界灘、そういった海洋も佐賀県は有しております。そういった環境問題、そういったものがあつて、そういった学部・学科があつて経営とか情報が出てくるのであれば、何となく私も理解ができる、そして、地域の皆様にもお示しができるような気がしてならないのです。

今回、「教育方針の基本的な考え方（案）」が示され、さらなる検討が進められているようですが、いま一度立ち止まって県立大学における学びの分野について改めて検討する必要があるのではないかとというふうに考える次第でございます。そのことについて平尾健政策部長にお尋ねをいたします。

それから、四番目でございます。高校生の県内就職についてござい

ます。

少子化による生産年齢人口の減少に加え、大学進学率の上昇により、県内では様々な業種で高校人材が明らかに不足しております。私にも県内の企業様のほうから高校生を採用したいんだが、今年は求人が一人も来ていない、これはどういうことなんだろうかというような切実な声が届いております。大学生採用よりも高校卒業の採用に意欲的な姿勢をとる企業も多いのではないかと強く感じているところでもございます。

現在、県内に二つの大学が新設されようとしており、その議論が進められておりますが、高校生の県内就職率向上がより優先的に取り組むべき喫緊の課題であり、市町や企業とも連携して、早急に対応していく必要があると考えております。

知事の演告にもございましたけれども、県では現在、高校生の県内就職率六五%以上を目指す「プロジェクト65+」に取り組まれています。が、高校生の県内就職率向上に向けた現在の取り組み状況、そして今後の展望についてしっかりとお答えをいただきたい。井手宣拓産業労働部長にお尋ねをいたします。

最後でございます。九州新幹線西九州ルートについてでございます。

先月十三日、山口知事、長崎県の長石知事、JR九州の古宮社長の三者による意見交換が行われました。まさに本日、延期されていた与党検討委員会の会合が開かれております。最近の動きについて情報共有されることになっております。

先月十三日の意見交換では、大石知事と古宮社長から国を交えた四者で協議すべきではないかとの意見があったと聞いております。

私もフル規格で整備するのであれば、多額の建設費負担や在来線の問

題があることは理解しており、これまでも質問してまいりました。こうした問題は、国を交えて議論しなければ解決できないと私は考えております。知事が国を交えた議論をかたくなに拒絶される理由がやはり私には理解できないのであります。

知事はフル規格整備については反対ではないと、私の一番最初の質問のときにお答えをいただきました。しかしながら、デメリットばかりをおっしゃる知事、私は新幹線が整備されることのメリットは大きいと考えております。西九州新幹線が新大阪まで乗り換えなしでつながる、地域の方たちが、新幹線に乗って農産物や食べ物などを売りに行くこともできる。物流としても活用できる、将来は通勤通学といった日常使いも当たり前になると思う、こういったことも今までも申し上げております。

新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備する場合のルートについては、知事は南回りルートは一考に値するというふうなこともおっしゃっていますが、私はこれまでどおり佐賀駅を通るルートで整備するべきだと考えております。

新幹線駅が九州佐賀国際空港付近に設置され、駅が二つになれば、やはりどちらにも衰退する懸念があります。現在の佐賀駅は人口割であれば、博多駅に次ぐ利用客ということでございます。長崎県は九州新幹線の整備により百年に一度と言われる大きな変化を遂げております。これは十五年ほど前から開業に向けて準備が進められたものであると説明を伺っております。仮に新鳥栖―武雄温泉間でフル規格で整備することになれば、佐賀県も百年に一度の変化に向けた絶好のチャンスとなるのではないかと思います。

しかし、知事が新幹線を整備しないという考えであれば、こうした将

来への準備ができるはずがございません。仮に知事が整備しないと云われれば、新しい公共交通の在り方を模索することもできるというふうに思います。

佐賀県は人口の多い福岡県と、新幹線が整備され、今、百年の計でまちづくりをされている長崎県には含まれていることから、この地の利を生かして両県につながる新たな道路、新たな乗り物を考えてもよいのではないかとこのように私は思うところでもございます。

今回初めてパネルを一枚準備させていただきました。これは昨年、新幹線の特別委員会で視察をさせていただきました宇都宮の次世代型路面電車LRT、ライトレールと言われるものでございます。(パネルを示す)二〇二三年八月二十六日に開業をいたしまして、既にこのライトレールの沿線沿いは人口が四倍になっているとも伺っております。

静かでCO₂ゼロ、騒音や振動がなく、お年寄りにも優しい、人や環境に優しい乗り物だというふうに私は理解して帰ってまいりました。

こういうライトレール、私も一番最初の一般質問の折、佐賀は高速道路から空港まで南北に一直線である、こういったライトレールのようなものを整備してもよくないかというふうに申し上げましたが、実物を見ていただいて、このような次世代型路面電車、福岡にも長崎にもありません。佐賀で整備をする、こういったことも建設会社の社長様方、そしていろいろな企業の方とこういった話も親しくさせていただいているわけでございますが、いいねという声ばかりです。ぜひとも地域公共交通の在り方そのものを考え直していく時期に来ているのではないかというふうに私は思うところでもございます。

一方、知事がフル規格で整備する考えがございましたのならば、国を入

れて四者で協議をし、知事自身が真つ正面から国とぶつかって、そして佐賀県が抱える新幹線整備の課題解決に取り組んでいただきたい。私もその末席に加えていただき、共に汗をかかせていただきたいのです。

ついては、フル規格で整備するのか、しないのか、知事がはっきりとそろそろ宣言すべきだというふうに思うところでもございます。整備をする考えがあるのであれば、国を交えた四者協議で正面から、知事、ぶつかっていただけないでしょうか。山口祥義知事にお尋ねをいたしました、私の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。(拍手)

◎山口知事 登壇 皆さんおはようございます。猪村利恵子議員の御質問にお答えします。

九州新幹線西九州ルートについてお答えします。

整備新幹線は、地元自治体が整備してほしいと手を挙げて、それを国が調整して進められるスキームです。新鳥栖―武雄温泉間につきましては、在来線を利用すること以外に合意されたものは何もありません。佐賀県は手を挙げる状況となっております。

現在の状況を招いたのは、合意していたフリーゲージトレインを断念した国の責任だと思っております。地元でみんなで合意して、フリーゲージトレイン、国ができると言ったからそれを発注したわけです。ところが、それが届かないという状況です。

国からの求めに応じて協議をしてみましたけれども、鉄道局は同じ考えを一方的に繰り返すだけで、新たな提案はありません。佐賀県から打開する話ではないわけですが、地元で新たに合意形成が図られてきたので、それができるかどうかという原点に立ち戻り、三者協議をして

みました。こうやって地元で案ができるかどうかというのが本来の協議の議論の在り方だと思っております。国を入れた四者で協議するのは筋が違ふものと思えます。もし国が佐賀県と話をしたいということであれば、「幅広い協議」の中で議論すればよいと思えます。

議員から都市交通への言及もありました。宇都宮ライトレールの話だったと思えますけれども、富山にもありますけれども、こういった都市交通というのは市町村がまちづくりの中で検討していただいたらいいのかと思えます。そうした中で、県としては、そういった話があれば協議には応じたいと思っております。

なお、新幹線問題についての合意の経緯及び国との協議の状況などについて、地域交流部長から補足させます。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは、大きく二項目お答え申し上げます。

まず、一項目めの武雄アジア大学への支援について三点お尋ねがございました。

まず、一点目の県が支援する理由についてでございますが、佐賀県では子供の割合が全国三位と多いにもかかわらず、毎年、大学進学時に三千人近くの学生が県外に進学をしている状況でございます。その大きな要因の一つに、県内の大学の数が四十七都道府県で最少の二つしかないという圧倒的な大学の数の不足であるというふうに考えております。県外に進学されている学生の中には、本当は県内で学びたいと思っております。県内の学生が結構な数含まれているのではないかとこのように思います。

県内で学びたいと思っておられる子供たちのために、県内の高等教育機関を充実させていく必要がございます。武雄アジア大学が開学すれば、県内の学びの選択肢が増え、高等教育機関の充実につながると考えてお

り、県はこの取組を支援していきたいというふうに考えております。続きまして、二点目の支援内容についてでございます。

私立大学の新設などにつきましては、都道府県による一般的な支援制度はございません。各県ともそれぞれの状況に応じた支援を行っている状況でございます。

佐賀県は、私立大学の新設などに対する支援につきましては、地元各市町が主体的に大学誘致を行う場合は、地元市町が大学の新設に負担する額の二分の一が基本というふうに考えております。よって、今回は武雄市の負担額である約十三億円の二分の一の額に当たります約六・五億円を県は支援していきたいというふうに考えております。

また、今回の取組につきましては、旭学園と武雄市の共同事業と考えておりました、武雄市に対して補助を行いたいと考えております。

三点目でございます。今後の支援についてでございます。

佐賀県は他県と比べて圧倒的に大学の数が少ない状況でございます。そうした中で、武雄アジア大学には県内で学びたいと考える子供たちの新たな選択肢となることや、地元企業と連携した新たなイノベーションの創出などを期待しているところでございます。

県内大学の魅力が高まることは地域にとって有益なことでございます。県では、県内大学が持つノウハウを社会に実装していく「TSUNAGIプロジェクト」を佐賀大学や西九州大学と実施しております。武雄アジア大学が開学すれば、佐賀大学、西九州大学と同様に、ぜひ一緒にやっていきたいというふうに考えております。

また、県立大学が設置されますと、県立大学とも教員同士の連携であったり、単位互換などの教育面での連携もできるというふうに考えて

おります。武雄アジア大学が魅力的な大学になるよう、旭学園には自発的な様々な取組を期待しております。その上で、同じ志を持つ仲間として、県としても連携と支援をしていきたいと考えております。

続きまして、県立大学についてのお尋ねがございました。

県立大学における学びにつきましては、今年の一月に策定をいたしました基本構想を基に、専門家チームと共に検討を進めているところでございます。また、県内の経済界の関係者、教育関係者とも適宜、意見交換をしながら検討を進めております。

理文融合、実践と理論の循環型の学びなどにつきましては、これからの大学教育にとって重要なポイントでございます。これらを軸に、さらに詳細なカリキュラム設計などを進めてまいります。

私からは以上でございます。

◎引馬地域交流部長 登壇 Ⅱ私からは、九州新幹線西九州ルートにおける合意の経緯、それから国との協議の状況について知事の答弁を補足させていただきます。

西九州ルートは、長崎県が、福岡市から武雄市までは在来線を利用し、武雄市から長崎市までは新線を整備してスーパー特急を走らせるという案を提案し、地元で協議を重ね、平成四年に地元で合意をしたわけでございます。これが西九州ルートの原点であります。そして、地元合意に基づきまして、国に対して要望をいたしました。

その後、国がフリーゲージトレインを提案し、その開発のめどが立ったということで、平成二十四年にフリーゲージトレイン方式で認可がされたわけでございます。

そして、フリーゲージトレインの開発の遅れから、国がその導入まで

の暫定措置として、令和四年度の開業においては武雄温泉駅での対面乗りかえ方式とすることを提案いたしました。長崎県さんが対面乗りかえ方式による早期開業を希望されたことから、平成二十八年に関係者で合意をしたわけでございます。

このように西九州ルートは様々な合意を積み重ね、進められてきたものであります。新鳥栖―武雄温泉間は在来線を利用することで合意をしているわけでございます。

次に、国との協議の状況です。

現在の状況を招いたのは、フリーゲージトレインを断念した国の責任です。佐賀県から打開するような話ではないですが、国土交通省からの求めに応じて協議を行ってきました。

鉄道局との「幅広い協議」では、与党検討委員会が求めるフル規格を実現するためのものではないことを確認した上で協議入りをいたしました。協議の前提となる様々な条件や数字につきましては鉄道局が責任を持って示すよう求めてきました。

また、フル規格は、在来線の利便性低下や莫大な建設費負担などの様々な課題があることのほか、フル規格も議論はしますが、そのときはルートも含めてゼロベースから議論をしましょうと。そして、大きな視点、長期的な視点を意識して、様々なインフラ等の関係の中で、佐賀県が、そして九州がどう発展していくのか、新たな発想や大きな視点で議論しましょうと、こういったことを申し上げてきたわけでございます。加えて、中低速のフリーゲージトレインも選択肢として考えることも提案してきました。

また、山口知事も森山委員長と直接会って意見交換を行ったり、国交

省幹部とも会って話をしています。また、南里副知事も鉄道局次長と協議を行っています。しかしながら、責任を果たすべきである鉄道局は、現行スキームを変えるつもりはない。また、佐賀駅を通るルートでのフル規格しかないと固執をし、佐賀県が求めたものは示されず、議論にならなかったわけですし、何ら新たな提案はなかったわけでございます。

私からは以上でございます。

◎井上健康福祉部長 登壇 Ⅱ 私には、医療的ケア児の災害支援に関して御質問をいただきました。

現在の取組状況、また、今後どのような取組を行っていくかというところでございます。

医療的ケア児、特に人工呼吸器などの電源を要する機器を使用されている御家庭では、災害時の避難に対して心配をされております。

医療的ケア児やその御家族の支援に当たりましては、個々の状況に寄り添いながら必要な備えをしていくことが大切と考えております。

個別の避難計画の作成、また、避難訓練等を通じた実効性の確保が重要でありまして、県としてはこうした市町の取組を支援することとしております。

まず、現在行っております平時からの備えということでございますけれども、「命の72時間事業」、まず、これについては、在宅で人工呼吸器や電動式の呼吸器などを使用している障害をお持ちのお子さんなどを対象にしまして、電源確保のための発電機や蓄電池等の購入に対する補助を行っているところでございます。

それから、福祉避難所の整備についてでございますけれども、市町が福祉避難所において非常用の電源や多目的トイレ等の整備、また、段差解

消などのバリアフリー改修等の必要な整備を行う場合には補助、支援を行っております。

また、個別の避難計画の作成等に対する支援でございますけれども、県が設置しております医療的ケア児支援センターでは、市町の防災担当、また、障害福祉や保育・幼稚園の担当、就学担当、母子保健の担当の関係者と、対象となる方の把握や個別の避難計画の策定などについて、昨年度から協議を行っているところでございます。

具体的には、医療的ケア児支援センターの防災士の資格を持ちます防災アドバイザーを中心として市町のほうに出向きまして、それぞれの状況を把握しながら個別の避難計画の作成や、避難訓練に関する助言等を行っているところでありまして、これは引き続き取組を行ってまいります。

それから、情報に関しての御質問もありました。

住民に対する災害情報や避難情報につきましては、各市町から情報が出されております。これに加えて、現在、先ほど申し上げました医療的ケア児支援センター、ここにおきましても、こうした情報を受けまして、SNS等で電源確保されている場所などの情報発信をしているところではございます。

議員のほうからは、旅行先でのというお話もありましたけれども、旅行先といえますと、具体的な行動が一定程度特定できるかと思っております。いざというときにどういう行動を取ったらいのか、その際どういったサポートがあるのか、そういった事前の準備も必要かと思っております。

こうした医療的ケア児に關しまして、特有な情報というものがどうか、その辺についても関係者と意見交換をしていきたいと思ってお

ります。

それから、議員のほうからは、訪問介護サービスについての言及もございました。

確かに避難所におきましては、訪問介護サービスの利用はできないというふうになっていると承知しております。災害という非常時においては、いろんな通常の生活が制約される面も多々あると思います。そうした中において、緊急的に対応が必要な場合、緊急性とか重要度、また、優先順位などを含めまして、関係者が連携して必要な対応を行っていくものと考えております。

次に、医療的ケア児を対象とした避難訓練についての御質問がございました。

県内でも幾つかの市町で訓練を実施されているというところがございます。県といたしましても、避難計画の実効性の確保のためにも、それぞれの市町に避難訓練の働きかけを行っていきたいと思っております。

議員のほうからは、武雄市の事例の紹介等もありましたけれども、そうした市町の取組の事例についても把握し、参考となるような情報がありましたら市町のほうに情報共有をしていきたいと思っております。

今後とも、医療的ケア児を抱える御家庭が地域で安心して暮らせていただけるようにきめ細かな支援を行ってまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

◎井手産業労働部長 登壇Ⅱ私からは、高校生の県内就職についてお答えいたします。

現在、あらゆる分野で人材が不足しております。こうした状況を受けて、県内企業は高卒人材の採用にも非常に積極的です。

今年三月には、新規高卒者の求人倍率が二・五二倍と過去最高を更新しております。

こうした中、本県では、若者の県外流出に歯止めをかけ、生産年齢人口を増加させるため、高校生の県内就職率を六五％以上に引き上げる「プロジェクト65+」に力を入れております。

県内企業の情報発信や、きめ細かな就職支援をポイントに、高校生やその保護者向けの合同企業説明会の開催のほか、就職希望者が多い専門学科、総合学科高校への支援員の配置など、様々な取組を行っております。

この結果、最新の県内就職率は速報値で六七％となり、四年連続で六五％を超え、平成三十年代から令和四年度までの伸びは全国一位となっております。

ただ、全国的にはもっと高い県もあります。人材確保のためにはまだまだこの数字を上げていく必要があります。これからも効果の高い施策はどんどん取り組んでいくという姿勢で臨みたいと思います。

今議会では、高校生や高校生の就職先を選ぶ上で影響力のある保護者や教員が県内企業を訪問し、そのすばらしさを体感できる「SAGA県内企業トリプルツアープロジェクト」の予算を提案しております。

今後、産業界や関係機関・団体と連携し、佐賀県の未来を担う若者たちの定着促進に全力で取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、特別支援学校における避難訓練についてお答えをいたします。

県内の特別支援学校においては、学校防災計画に基づき、年三回から

五回の避難訓練を実施しておりまして、発生の子測のつかない災害である火災、地震や不審者侵入を想定したものや、大雨による水害や土砂災害など、季節や区域により発生しやすい災害を想定したものを年間を通して計画的に行っております。

台風や大雨に伴う災害につきましては、ある程度発生予測が可能であるため、基本的には、事前に臨時休校の対応を取ることで児童生徒の安全を確保しております。

ただ、突発的で予測が困難な局地的な大雨が降ることもありますものですから、これにつきましては訓練を行っております。

特別支援学校の療育的ケア児の中には、非常用電源の確保が必要な人工呼吸器などを使用する児童生徒もおります。これは命に関わることでございますので、避難後の対応を含めた訓練を実施しています。

例えば、避難経路の確認だけでなく、療育的ケアに必要な器具の確認や搬出を担当する職員の確認、移動可能な電源、ポータブル電源等の動作確認などを行っています。

避難訓練は、非常時にどこに避難するのか、誰が何を優先して持ち出すのか、避難後にどのように電源を確保して命をつなぐのかといったことを再確認する重要な機会でございます。今後も引き続き、特別支援学校において実践的な訓練を行ってまいります。

私からは以上でございます。

◎猪村利恵子君 登壇 II 今御答弁をいただいて、三点の再質問をさせていただきます。

まずは新幹線でございますが、引馬部長から県が示したものに国が答えなかったということがございました。私の認識不足も分かりません

が、佐賀県はどういったことを示されたのか、その点についてお尋ねをいたします。

それから、産業労働部長にですが、いろいろ取組をやっていたいております。私がもう一つ感じているのは、武雄でもそうなんですけれども、よく子供たちが駅で勉強したり、図書館で勉強したり、武雄市役所の一階のホールのところ勉強したり、そういった姿を武雄市ではよく見かけております。駅とか、そういう子供たちが集まりやすいところ、大人もそうですけれども、大人の方もよく本を読んでいらつしたりするんですけれども、ジョブカフェというか、就職だったりするものを、何か気軽に来て、そういうものを手にしたり、また、企業の方がここに来て話をしたり、また、アドバイザーなんかいてくださったら一番いいなと思うんですけれども、そういったことを考えても、県内各地に拠点をつくってもいいのではないかとというふうに思うところもございます。

その点についてお伺いをいたします。
そして、もう一点ですが、療育的ケア児さんの御答弁で、SNSで配信しているということを言っていたいただきました。とても大切なことだと思っております。

もう一つ踏み込んでお尋ねをさせていただきますが、例えば、障害をお持ちの方、特に電源を必要とする方、数十秒電源が切れてしまったら命がなくなるという方たちが県内で五十人ほどいらつしゃるということでございます。そういった方たちが県内のどこにいても、そして、県外のどこにいても、アプリで行けば安全だと。例えば、武雄市役所は、療育的ケア児さんとかは何かあったら本庁に来てくださいなというお知らせをしているということでございます。そういう障害をお持ちの

方の何か安全地帯のようなものをアプリで知らせる、そういったことも県で開発していただけないかというふうには、まずは県の中からつくっていただけないかなというふうには思うところもございます。この点について、井上洋健康福祉部長にお尋ねをさせていただきます。

この三点、再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎引馬地域交流部長 登壇Ⅱ猪村利恵子議員からの再質問に対してお答えを申し上げます。

私からは、鉄道局との「幅広い協議」のところについて、具体的なところをお尋ねいただきましたのでお答え申し上げます。

最初の答弁と少し重なるところもございますけれども、全体を御説明させていただきます。

まず、「幅広い協議」でございますが、私どもからは、まず前提として、フル規格は在来線の利便性低下や莫大な建設費負担など様々な課題があるということをまずはつきり申し上げているところでございます。

その上で、フル規格についても議論はいたしますがと、ルートも含めてゼロベースで議論いたしましたというお話を行いました。

具体的には、私どもから当然打開するような立場ではないわけでありませんが、三つのルートの提案ということ、それから、対面乗りかえ解消のための低速でのフリーゲージトレインの検討なども提起をいたしましたところでございます。低速でのフリーゲージトレインのところにつきましては、中低速のフリーゲージトレインの選択肢というところ、これは高速がなかなか難しいというお話でありましたので、中低速のフリーゲージトレインというのも選択肢になり得るのではないかといったお話もさせていただきます。

また、整備方式についても議論になったわけでございます。五つの整備方式ということでございます。こちらにつきましては、議員も御案内のとおりでございますが、スーパー特急、それからフリーゲージトレイン、対面乗りかえ、ミニ新幹線、フル規格といったところ、こういったところについても議論をさせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、大きな視点、それから、長期的な視点をしっかりと意識して、様々なインフラとの関係の中で佐賀県が、そして、九州全体がどう発展していくのか、そういったことを新たな発想、大きな視点で議論しましょうということをお話しさせていただいたところでございます。

繰り返しになりますが、佐賀県から何か事態を打開するような話ではないわけですが、私どもとしてはしっかりと誠実に鉄道局さんとの「幅広い協議」をやらせていただいたところでございます。

私からは以上でございます。

◎井上健康福祉部長 登壇Ⅱ猪村議員の再質問にお答えいたします。

私のほうには、アプリを導入してはどうかというお尋ねがございました。

今現在、電源の情報については、基本的には市町のほうからまず発信をされて、先ほどSNSと申し上げたのは、その情報を受けて、医療的ケア児支援センターのほうからもSNSのほうで加えて発信しているという状況でございます。

先ほども少し触れましたけれども、災害時において医療的ケア児の方々がどういった情報が必要とされているのか、そして、今まさしくそれぞれの市町のほうで個別の避難計画を作成して、どういう形でどうい

うところに行動していくのかということを検討しております。まずそこをしつかりとやっていきたいと思っております。

アプリに関しては、今導入しますということではないかと思っておりますけれども、先ほど申し上げたように、関係者とまずどういった情報が必要なか意見交換をしながら、そういうことについても、まず意見交換から始めたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

◎井手産業労働部長 登壇Ⅱ猪村議員の再質問にお答えします。

高校生、場合によっては大人もということでしたけれども、県内企業さんの仕事の情報を得られる拠点を設けてはどうかという御質問だと思います。

まず、現在、就職希望者が多い専門学科とか総合学科の高校には、むしろ支援員のほうを配置して高校生への就職情報の提供や様々なサポートを行っているところです。また、県が運営する就職情報サイトがありまして、「さがジョブナビ」というサイトなんですけれども、県内企業の情報を提供しております。高校生はいつでもアクセスできるようになっております。あとは大人ということで行くと、日にちは決まっていないと思うんですけども、ジョブカフェの支所などがありまして、その辺はもっと情報発信が必要だと思いましたが、まずはこうした取組をしつかり行いながら、その効果も検証して、新たな取組についてはまた考えていきたいと思えます。

私からは以上です。（「一回目の質問で提案してくださいと答えたがよかですよ」と呼ぶ者あり）

◎徳光清孝君（拍手）登壇Ⅱ県民ネットワークの徳光清孝でございます。

通告に従いまして県政の課題について順次質問をいたします。山口知事、そして、甲斐教育長、執行部の皆さんの誠意ある答弁をよろしく願いをいたします。

まず一番目の質問は、県立大学についてであります。

私が、県立大学問題について一般質問をしたのは昨年の九月定例議会でありました。そのときは「県立大学基本構想（素案）」が示された段階で、具体的なイメージを描くことができないので、もっと具体的に示してほしいと質問をいたしました。その後、基本構想（案）の公表、専門家チームリーダーの委嘱、基本構想の決定、そして、今議会で「教育方針の基本的な考え方」、「施設機能の考え方」の二つの案が示されたところがあります。内容を読んでみますと、随分とイメージが思い浮かぶように具体的なものが示されてきたと感じております。また、今後の取組内容についても、常に節目節目に県民へのしつかりとした情報発信も必要だろうと考えております。

そこで、この二つの考え方などについて質問をいたします。

まずは県内の経済界との連携についてであります。

「教育方針の基本的な考え方（案）」には、大学そのものが地域、企業とつながることで、社会人も、企業も新たな一步を踏み出す契機となる大学を目指すことと記述されております。また、「現場での課題解決型学習とキャンパスでの履修を繰り返す循環型のカリキュラム」、「企業、団体、農業、観光現場等における学習を県内各地で展開、県全体を学びのフィールド」とするとも書かれています。これは、県立大学が企業や事業者の皆さんと連携していくことがとても重要な要素となっているのだと受け止めております。書いていることはまさにそのとおりだと思います。

ますが、当然ながら絵に描いた餅になってはならないと思っています。実効性のあるもの、よりよいものとしていくためには、開校間近からではなく現段階から、内容の検討と並行しながら県内の経済界に県立大学が目指すところ、県立大学の教育内容をよく知ってもらい、意見交換を重ねていくべきだと考えております。このことは県立大学の教育内容を知っていたかどうかということだけではなく、経済界が求める人材を県立大学が知ることにもつながるものであります。

そこで、県内の経済界との連携をより進めるために、どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

次が、連携のための大学側の体制についてであります。

まだ先のことにはなりません。県立大学を設置して経済界との連携を実際に行っていく場合、企業の現場に入り込んだ授業を行ったり、あるいは県立大学の学生が企業にインターンとして入ったり、いろんな方法が考えられると思います。その際、個別の企業、事業者の方々との調整は相当の労力がかかりますし、また、かける必要があると思います。その調整を教授の皆さんに担ってもらうには限界があります。企業、事業者と県立大学をつなぐ職員を置かないとうまくいかないと考えております。「教育方針の基本的な考え方（案）」にも、「PBLや企業連携などについて、個々の教員に過剰な負担を強いるのではなく、大学組織として対応できる体制を構築すべき」という記述があります。

そこで、県立大学の大学組織として対応できる体制について、現時点では具体的にどのようなものを考えているのかお尋ねをいたします。

次は、教育方針に関する今後のスケジュールについてであります。

県立大学の開学時期は令和十年四月以降を用途とするとされております。

す。最短であれば、令和十年四月の開学を目指すということになります。その場合、一年半前の令和八年十月に申請が必要だと聞いております。開学まで四年を切っており、期間が窮屈になっていると感じております。「教育方針の基本的な考え方（案）」の後ろのほうには、この考え方をベースに大学の教育方針として重要なディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミツションポリシーの設計や具体的なカリキュラム編成、教員採用の在り方、入試制度の在り方などの詳細な制度設計を進めていくという旨が記載されております。具体的なカリキュラム、入試制度などが策定をされれば、県立大学のより具体的な姿も見えてくると思います。

そこで、教育方針について今後どのようなスケジュールで検討を進めていくのかお尋ねをいたします。

県立大学では最後になりますが、施設整備に関する今後のスケジュールについてであります。

今回整理をされました「施設機能の考え方（案）」は、「教育方針の基本的な考え方（案）」を実現していくためのものであり、施設整備のコンセプトや方向性が示されております。その中に立地についても記述があり、「広大な面積を備えるのではなく、コンパクトなキャンパス」、「既存の建物、近隣の施設などを最大限活用した拠点」などと記されております。私の頭の中では、勝手に随分と具体的にイメージができるようになってきました。知事は今議会の冒頭、提案事項説明の際に、設置場所についてはこういった観点からできるだけ早く決めたいと言及されております。

施設面、設置場所の決定というところも含めてであります。施設設

備について、今後どのようなスケジュールで検討を進めていくのかお尋ねをいたします。

二番目の質問は、高レベル放射性廃棄物の最終処分場についてであります。

国は、第六次エネルギー基本計画におきまして、原子力発電については二〇五〇年のカーボンニュートラル実現に向け、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に必要な規模を持続的に活用していくという方針が示されております。

その中で、核燃料サイクルについては、その中核となる青森県六ヶ所村での使用済み燃料の再処理工場及びMOX燃料工場がいつ操業を開始し、順調に事業を続けていけるかが焦点となっております。

この再処理工場は、実は一九九三年に着工しております、当初は一九九七年に完成する計画でありました。しかし、全く計画どおりには進んでおらず、これまでも二十六回も完成が延期をされております。最近では、今年度上期のできるだけ早期に完成させる予定と言われていたけれども、これまでの度重なる延期を考えると、再延期の可能性も十分に考えられ、核燃料サイクルは計画どおりには進まないのではないかと考えております。

むしろ、この計画は破綻をしていると私自身は感じております。また、高レベル放射性廃棄物は使用済み燃料を再処理後にガラスと交ぜて、ガラス固化体という形態で、地下三百メートルに地層処分し、管理することとなっております。

しかしながら、地震大国の日本で、本当に地層処分が適切な処分方法なのか、安全性が確保できるのかなど疑問を感じております。

そして、高レベル放射性廃棄物に係る最終処分地の選定が進まない中、玄海町では令和六年四月四日に町内三団体から玄海町議会議長へ文献調査への応募を求める請願が提出をされ、同十五日に玄海町議会が開会をし、二十五日の原子力対策特別委員会での採択を経て、同二十六日の本会議において賛成多数で請願が採択されたところであります。請願の提出から容認まで実に一カ月足らずの期間でありました。そのこと自体は玄海町議会、あるいは玄海町が自主的に決めたことであります。

ただ、私の受け止めを言えば、例えば、昨年の対馬市議会での文献調査受け入れを求める請願の提出から本議会採決までの期間が約三カ月間でありました。これらを踏まえすと、今回の動きは、町民の方が本当に十分に理解をされたのか、議論が十分尽くされていたのかどうか、あまりにも早い採決だったという印象を受けております。

その後、五月一日に文献調査受け入れを要請する経済産業大臣の文書が玄海町長に手渡され、同日に玄海町長が受け入れを表明し、六月十日に文献調査が開始されたところであります。

私は一日も早く原子力発電に頼らない世の中にしていくべきだと考えておりますが、放射性廃棄物は既に存在しており、放射性廃棄物の処分については避けては通れない問題だと考えております。国民的議論が必要であることも認識しているところであります。

しかしながら、国民の理解を深めるためには、専門用語が大変多く、内容が難しいとも感じております。国民の理解が深まっていない中で、全国の自治体に文献調査の受け入れを打診するのはおかしなやり方だと思います。まずは国民理解を深める取組を優先するべきだし、むしろ、これ以上、核廃棄物が増えないようにすることこそ重要であると考えま

す。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まず、核燃料サイクルの現状の受け止めについてであります。

そもそも最終処分場の前に核燃料サイクル事業が全くうまくいっていませんし、見通しも立っていません。一向に進展しない核燃料サイクルの現状をどう捉えているのかお尋ねをいたします。

次が、玄海町での文献調査後の概要調査についてであります。

玄海町での文献調査が始まりましたが、数年後に文献調査が終了し、仮に適地と判断された場合、次の概要調査に進むこととなります。その際、当該市町村長や都道府県知事の意見を聞くことになっていきます。法律では、意見を聞き、これを十分に尊重しなければならぬと定められています。

最近の齋藤経済産業大臣の記者会見では、知事や市町村長が反対をすれば、最終処分法上の処分地選定プロセスから外れることになることと述べております。ただ、その意味が単に次の調査に進まないということなのか、それとも手続そのものが白紙になるのかは明言しなかったと報道されています。

そこで、現時点での概要調査に係る知事の考えについて、改めてお尋ねをいたします。

この質問では最後になりますが、最終処分場選定についてであります。さきに述べましたように、地震大国の日本で本当に地層処分が適切な処理方法なのか、安全性が確保できるのかも含めて、まずは国民の理解を深めるため、国が最大限の努力をしなければならぬと考えます。

最終処分場の選定は、国が責任を持って行っていかねばならない

と考えますが、そのために国に何を求めていくのかお尋ねをいたします。

三番目の質問は、農福連携についてであります。

農業分野と福祉分野が連携をして、障害者等の農業分野への雇用、就労を促進する農福連携の取組が全国的に進んでおります。

障害者の方々にとってみれば、働くことで生きがいや自信を持ち、工賃の増収にもつながります。一方で、農業分野においても、働き手の確保はもちろん、生産の効率化や高品質の農産物生産につながるものが期待をされております。

去る六月五日に政府の農福連携等推進会議が開催をされまして、「農福連携等推進ビジョン（二〇二四改訂版）」が決定をされました。

その中では、例えば、地域単位できめ細かな農業と福祉のマッチングを支援したり、移動式トイレの導入などで障害者が働きやすい環境の整備などの具体策が盛り込まれております。

佐賀県内でも、ここ数年で農福連携に取り組む農家数や福祉事業所数が増加していると聞いております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まずは、取組の現状と課題についてであります。

佐賀県内での取組の現状であります。農福連携の実績は随分と増えてきていると思います。具体的な事例も含めまして、農業、福祉の分野でそれぞれのどのような成果を上げてきたのか、取組の現状についてお尋ねをいたします。

次に、その一方で、農業分野、福祉分野の両分野で様々取り組む中で課題も明らかになっているとも聞いております。佐賀県内での取組について、こういった課題があるのかお尋ねをいたします。

次に、今後の取組についてであります。

先ほど述べました政府の新たなビジョンの中には、農福連携をさらに推進する具体的な方策も示されています。

今後、佐賀県内での農福連携を一層推進するために、把握している課題の解決なども含めまして、令和六年度以降、どのように取組を推進していくのかお尋ねをいたします。

四番目の質問は、ヤングケアラーへの支援についてであります。

「子ども・若者育成支援推進法」が改正をされまして、いわゆるヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国や自治体が支援を努めるべき対象として明確に位置づけられました。改正の背景には、ヤングケアラー支援に関する法制上の位置づけがなく、自治体ごとの取組にばらつきがあり、都道府県と市町村の役割分担が明確でなかったことなどがあります。

ヤングケアラーは、家族の世話のために自分の時間が取れず、その責任や負担の重さにより学業や友人関係、ひいては進路選択まで影響が出てしまうこともある重大な問題であります。東京の人材サービス会社、ピーススタイルの調査によりますと、ヤングケアラーだった人の半数が、目標や夢を諦めざるを得なかったと感じていることが分かっています。今回の法改正は、国がこの問題にきちんと取り組んでいく姿勢を示すものであり、望ましい動きと考えております。

孤立し、困難に直面するヤングケアラーが県内でひとしく必要な支援を受けられることができるようになるには、これからの県及び県内市町の取組が重要になってくるものと考えております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まずは、ヤングケアラーの実態把握についてであります。

支援策を考えるに当たっては、その域内のヤングケアラーの実態をしっかりと把握することが重要と考えます。しかしながら、これまでは市町村での実態把握の実施率が低く、調査様式が支援を必要としている者を把握できるような仕様ではない場合も多く、課題でありました。また、プライバシーを理由に、詳しい実態をつかむことが難しいケースもあつたと思います。

そこで、県や県内市町において、ヤングケアラーの実態調査はどのくらい行われているのかお尋ねをいたします。

次が、ヤングケアラーのための相談支援窓口についてであります。ヤングケアラーの方が相談したいときに相談できる環境としては、県内市町にヤングケアラーのための相談窓口があるのが望ましいと考えます。こども家庭庁が民間の調査会社に委託をして行いました二〇二三年の調査によりますと、窓口の整備など、相談支援体制を推進している自治体は全体の僅か八%にすぎませんでした。特に都道府県では五七%でありましたが、市町村は四%と、相談体制の推進はばらつきが大きかったことが分かっております。

そこで、県及び県内市町における相談窓口の設置状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

この質問では最後になりますが、今後の支援策についてであります。県内では武雄市がヤングケアラー支援チームを発足させ、官民が連携をした横断的な支援の取組をスタートさせました。支援を本格的にスタートさせることは重要であります。ヤングケアラーや保護者等の複

雑な心情等にも十分な配慮が必要だと国は求めております。

自分のところは支援は必要ない、家庭には入らないでほしいというケースも出てくると思いますが、それは支援が必要ないとイコールではないと思います。県は、ヤングケアラーの負担を軽減し、本人やその家族が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、どのような点に重きを置いて支援策を進めていくのかお尋ねをいたします。

最後になりますが、五番目の質問は教育問題についてであります。

この間、ずっと質問でも出ていますが、全国的に教員不足が問題となっておりまして、現場の教育職員に負担が重たくのしかかるなど、大きな影響を与えております。

佐賀県でもここ数年は、年度初めの四月から教員の未配置が生じ、現場に混乱を招いている状況があります。教員の未配置の問題は、児童生徒、保護者にとっても大きな不安であり、日常の学校運営にも大きな影響を及ぼすものであると受け止めております。

このような中、中央教育審議会の「質の高い教師の確保特別部会」が五月十三日に審議まとめを公表いたしました。その中で注目を集めたのが、教員の処遇改善策として、教職調整額の率を現在の四%から一〇%以上に引き上げるといふ点でありました。

そこで、次の点について伺います。

中教審特別部会の審議まとめの受け止めについてであります。

このまとめのうち、教職調整額の率を四%から一〇%以上に引き上げるといふ点については様々な指摘がなされております。私は、処遇改善も当然ながら必要であります。そのことで学校の働き方改革が進むとも思えません。しかも、財務省の財政制度等審議会は、増額に対して否

定的な建議をまとめております。

そこで、この特別部会のまとめについて、県教育委員会はどのように受け止めているのかお尋ねをいたします。

次に、教員確保の取組についてであります。

先ほど述べましたとおり、令和六年度も年度当初から教員不足のため、未配置の学校が生じております。ここ数年は、毎年度、かなり多数の教員を採用しているのに、それでも欠員が生じている要因はどこにあると考えているのか、まずお尋ねいたします。

さらに、これまでも様々な教員確保の取組を行ってきたと承知をしておりますが、今年度は教員不足を解消するため、県教育委員会はどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

最後になりますが、日本語指導が必要な児童生徒への支援についてであります。

六月十日の日本教育新聞に、東京都の都立高校で外国人生徒が急増しているとの記事が掲載をされました。それによりますと、都内の公立学校で学ぶ日本語指導が必要な児童生徒は令和五年度で六千三百十二人に上り、それに伴い、都立高校への進学者も増加傾向にあるのとであります。そのため、高校進学後の生徒の支援体制の確立が急務となっております。

佐賀県内でも外国籍の子供など、日本語指導が必要な児童生徒は増加をしていると思います。また、六月十四日には、技能実習に代わる外国人材受け入れ新制度、「育成就労」を創設する入管難民法や技能実習適正化法の改正案が成立をし、今後、外国籍を持つ児童生徒はますます増加すると思えます。そういった児童生徒を総合的に支援することも

求められますが、まずは教育現場で適正な教育が受けられる環境を整備することが必要だと思います。

そこで、お尋ねをいたします。

佐賀県内の日本語指導が必要な児童生徒の状況はどうなっているのでしょうか。また、これからの児童生徒を支援するに当たり、どのような課題があると受け止めており、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

以上で一回目の質問を終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇 徳光清孝議員の御質問にお答えします。

まず、県立大学について、施設整備に関する今後のスケジュールなどについてお答えします。

改めて前提として、大学の開学に向けた思いを申し上げたいと思います。

県立大学については、専門家チームも加わり、教学に関する議論も始まっています。学生と教員が自発的に学び合う風土や、理論と実践の循環型の学び、小・中・高校、そして産業界など地域との連携、こうした従来の大学が挑戦してもなかなか実現できなかったことも教育方針に明記しました。意欲的、挑戦的な大学を志向していきたいと思えます。

一方で、県内では人材不足が社会の様々な面で生じています。高齢化社会の中、医療、介護、教育、交通など地域社会を維持するエッセンシャルワーカーをはじめ、農林水産業、サービス業など様々な分野での人材不足が顕著なであります。地域に一定数の若年層がコンスタントに継続する環境をつくることこそが人口減少社会、高齢化社会においてはむしろ大切だと私は思います。そうした人口減少社会において、人に

重きを置く時代にもかわらず、佐賀県は毎年三千人近い若年層が大学進学を機に県外に流出しております。

一つ、データを示したいと思います。平成元年は三十五年前です。私が就職した年です。三十五年前の佐賀県は、県内の高校生で就職される方が約六千人おられました。今は約二千人です。三分の一に減っています。では、その三十五年前の平成元年に県内の高校生で四大に行かれた方が何人いるかという約二千人です。今は約三千五百人です。人口減少社会であっても、県内高校生の四大に行かれる方はむしろ増えているわけです。意欲的、挑戦的な唯一無二の大学をつくりたい、そして、人口減少社会、高齢化社会においてこそ、重要性が増しながらも佐賀県に備わっていない県立大学という機能を備えたいという思いを強くしております。経済界からの強い要請もあります。できるだけ早く開学したいと考えています。

施設整備については、専門家チームを中心に取りまとめた「教育方針の基本的な考え方（案）」、言わばソフト機能を踏まえ、そのソフト機能を発揮するためにはどういう施設が必要かという視点で「施設機能の考え方（案）」をまとめました。

施設の在り方、場所については、それに基づき、幅広い角度から検討を行っており、多面的な検討を進めております。様々な調整や積み上げなど今後行うべき作業があり、その状況にも異なりますが、場所につきましては、できれば七月中に決められればと考えております。

続きまして、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関してお答えします。

まず、核燃料サイクルの現状の受け止めについてお答えします。

核燃料サイクルにつきましては、国と事業者が責任を持って進め、それぞれが責任を果たすべきだと思います。核燃料サイクルの中核的な施設である青森県の六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場は、これまでそれぞれ二十六回、七回の延期が繰り返されており、私は強い問題意識を持っていきます。

現在、六ヶ所再処理工場では主要な安全対策工事が進んでおり、また、MOX燃料工場では建屋の建設が進んでいます。いずれの施設も事業者が原子力規制委員会の適合性審査への対応を行うところまで来ておりません。

ただ、使用済みMOX燃料の再処理につきましては、二〇三〇年代後半の技術確立をめどに研究開発に取り組みとされておりますが、国内に再処理工場を置くのかも含めて未定のことも多いと認識しております。

こうした問題意識から、私は国に対しては、先月も政策提案を行い、国が責任を持って核燃料サイクルを進めていくように強く申し入れを行っていました。今後も機会を捉えて求めていきたいと考えております。

続きまして、玄海町での文献調査後の概要調査についてお答えします。

まず、原子力発電に関して改めて基本的な考え方を申し上げますが、私は原子力発電に頼らない再生可能エネルギーを中心とした社会を実現できれば、これほどすばらしいことはないと思っています。しかしながら、再生可能エネルギーはその安定供給に課題があり、現時点においては、一定程度原子力発電に頼らざるを得ない状況だと思います。

そして、玄海原発の廃炉作業が終わるまでも三十年以上かかるわけでありませぬ。その間、原子力発電所を安全に維持管理するためにも、人の技術、そして、知見をどのように継承していくかが大切だと認識して

います。

こうした考え方の下、私は玄海原発の再稼働を決断し、原発立地県の知事として県民の皆さんの安全を何よりも大切に、玄海原子力発電所と真摯に向き合い続けております。

一方、最終処分場は十一年以上の未来に向けて管理するものであります。私は、原子力発電所とは全く別のものだと考えています。かねてから一貫して申し上げておりますとおり、佐賀県として新たな負担を受け入れる考えはありません。最終処分場は国全体としては必要なものですが、佐賀県はエネルギー政策に十分に貢献していると考えております。

六月十三日には、改めて齋藤経産大臣に対して文書で、知事の意見に反して概要調査地区の選定を行わないことを申し入れました。徳光議員からも御紹介いただきましたが、大臣はコメントの中で、仮に知事、または市町村長から反対の意見があった場合は最終処分法上の処分地選定プロセスから外れるとコメントをされています。

次に、最終処分場の選定は国が責任を持っていかなければならないと考えるが、国に求めていくことはあるのかということでもあります。

一つ大きなポイントがあると思っております。それは選定のプロセスで必要な要素として、国民が関心を持って議論することだと私は認識しています。特に電力消費地への理解促進が大切だと思います。電力消費地である都市部の皆さんが享受している電気がどこでつくられ、どこから来ているのか、自分ごととして関心を持っていただきたいと日々感じています。

六月十三日に行った国への申し入れの中でも、電力消費地である都市部を含め理解が深まるようにすることを項目として掲げさせていただき

ました。

どこに立地するのも含めて、国全体で考えるべきということをこれから求めていきたいと考えています。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは、県立大学について三点御答弁申し上げます。

まず、一点目の県内の経済界との連携についてでございます。

大学と経済界の連携は、大学、経済界双方にとってメリットがあるというふうに考えております。大学側には、県立大学で重視する課題解決型学習の現場の確保、学生のインターンシップ、就職先の確保などがあります。また、企業側には、課題解決型学習の現場となることで学生の意見を聞く機会が増えること、また、就職先として認知してもらうこと、あるいは大学の研究機能と連携した自社製品、サービスの質の向上など、こうしたメリットがございます。このように双方にメリットがあるほかに、県立大学として県内経済界の意見を聞き、検討を進めることは有意義であるというふうに考えております。

このため経済団体の会合に県の担当職員が出席をいたしまして現在の検討状況を説明するなど意見交換を重ねております。具体的には、今年三月以降これまでに佐賀、唐津、鳥栖、鹿島の商工会議所などを含めまして十三回行っております。また、専門家チームの山口リーダーにもタスキミングがあれば意見交換に参加してもらっているところがございます。今月七日に開催されました佐賀経済同友会例会におきましても山口リーダーから講演をいただいております。

さらに、県立大学の検討に関心がある企業には協力事業所に登録をしていただき、随時、必要な情報が手元に届くよう取組も始めたところで

ございます。取組を始め約一カ月ほどたちましたけれども、これまでに二十社以上の登録があつているような状況でございます。

今後とも、様々な機会を捉えて意見交換を進め、関心を持っていただくことで、開学前から経済界全体、個々の企業との連携を深めまして、大学、経済界の双方にとってメリットが高い関係を構築していきたいと考えております。それにより、県立大学が、学生、企業、そして地域にとって、三方よしとなる大学として幅広く多くの方に喜ばれる唯一無二の大学となるものと考えております。

続きまして、二点目の連携のための大学側の体制についてでございます。

企業との連携について他の大学の例を聞きますと、個々の教員が必要な調整を進めており、これが教員の負担となっていくと、その結果、連携が十分進んでいないという話を聞いております。また、専門家チームからも、大学には、産学官連携の単なる窓口機能を置くのではなく、コーディネート機能をしっかり持つこと、そのことが連携の実効性を高め、大学そのもののノウハウとして根づくことにつながるのと指摘もいただいております。コーディネート機能の必要性を認識しております。

したがって、現時点のイメージではございますけれども、コーディネート機能を担うことができるよう、単に大学からの要望を企業に伝えるだけでなく、企業からの要望も大学に伝えることができる、そういう橋渡しができる人材を大学に複数名確保することが必要と考えております。

具体の制度設計はこれからになります。例えば、フィンランドの大学では産学官連携のコーディネート役を担うチームが存在していると聞

いております。このチームは、地域に対して大学の価値を還元するため機能をしております。どういう組織で、位置づけをどのようにするのか、佐賀だからこそできる方法を考えていきたいというふうに考えております。

最後の三点目でございます。教育方針に関する今後のスケジュールについてでございます。

教育方針につきましては今後も引き続き専門家チームを中心に議論を進めてまいります。特に議員からございましたディプロマポリシーなどの三つのポリシーは相互に連携するものでございます。また、教員採用の方針にも関わるものでございます。このため、来年春までにこの三つのポリシーを中心に整理をいたしまして、その時点の取りまとめを行いたいと考えております。

カリキュラムと教員人事は表裏一体であることから、カリキュラムの詳細を示すことができるのはさらに先にならざるを得ません。ただ、カリキュラムの骨子、体系、入試制度の概要につきましましては、専門家チームでも現在精力的に議論を進めているところでございます。子供たち、保護者など県民の関心の高いことを意識いたしまして検討を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◎島内農林水産部長 登壇 Ⅱ私からは、農福連携についてお答えいたします。

まず、これまでの取組の現状と課題についてでございます。

本県では令和三年十月に、農業、福祉の関係団体と共に、佐賀県農福連携推進連絡会議を立ち上げ、農福連携の取組を強力に推進してまい

りました。

令和四年度からは、農業と福祉それぞれの分野に農福連携コーディネーターを一名ずつ配置し、農業者、障害者に寄り添いながら丁寧なマッチングを進めてまいりました。

加えまして、県の普及指導員やJA職員など農家と福祉事業所の間立ち調整を行う中間支援者の育成、農福連携の普及啓発を行うマルシェですとかセミナーの開催などに取り組んでまいりました。

この結果、農福連携の取組は年々拡大し、令和三年度は二十五件だったマッチング件数が令和五年度には六十七件になるなど大きく伸びております。

マッチングの具体的事例の一つを申し上げますと、キュウリ農家では収穫や防除などに追われ、単純だが人手が要る葉かきや定植などの作業に手が回らないといった状況がございました。この相談を受けました農業分野のコーディネーターが、実際に作業を行い難易度や作業効率などを確認、障害者の個々の能力や特性に合った農作業を選択、見える化を工夫し、福祉作業所に紹介し、マッチングに至った事例がございます。

この事例では、キュウリ農家にとりましては、葉かきなどの作業を委託できたことで労働力に余裕が生まれ、栽培面積を増やすことができました。また、福祉事業所にとりましては、時給換算額が県内の最低賃金を上回る工賃向上につながったという成果が出ております。

このようにマッチングできた事例では、農業、福祉、それぞれの立場から好意的な声が数多く寄せられている一方で、今後取組を県全体に普及していくには農福連携に精通した専門人材や中間支援者が不足してきたことですか、不慣れな作業に対する不安等から農福連携に踏み出せ

ない福祉事業所もあり、農家のニーズはあるが、農作業に取り組む福祉事業所が少ない地域ではマッチングに至らないといった課題が明らかになってまいりました。

次に、今後の取組でございます。

先ほどの課題を解決するため、まず、専門人材や中間支援者の不足といった課題への対応として、農福連携を現場で実践する手法をアドバイザーとする農業版ジョブコーチの育成研修を本県で初めて開催いたします。また、地域の農福連携推進協議会を対象とした中間支援者の育成やスキルアップ研修の強化に取り組んでまいります。さらに、農福連携に新たに取り組む福祉事業所を増やしていくため、マルシェやセミナーの開催に加えまして、福祉事業所への個別訪問ですとか、説明会等でのさらなる啓発や情報提供などに取り組むこととしております。

引き続き、農業と福祉、それぞれの立場の声を丁寧に聞きながら、一つ一つ課題を解決していくことで、双方で「Happy-Happy」の関係が築くことができるよう、関係者と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎種村男女参画・こども局長 登壇 Ⅱ私からは、ヤングケアラーへの支援について三点お答えいたします。

ヤングケアラーにつきましては、支援を必要とする子供たちに寄り添い適切な支援につなげていくことが重要であると考えております。

令和四年度には関係者向け研修会を開催、それから、令和五年度は相談窓口を設置いたしますとともに、相談支援、これらを適切な機関へつなげていくコーディネーターを配置するなど、順次対策を進めてまいっ

ているところでございます。

一点目の実態把握についてでございますが、令和四年度から現在まで実態調査を実施した県内市町は十一市町でございます。今年度中に実施を検討している市町が二市町ございまして、計十三市町で実態の把握に取り組んでいるというふうに承知しております。

県におきましては、令和五年度に子供の生活実態調査の中で関連する問いを設けて実態把握に努めたところでございます。

このほか、関係者向けの研修会に参加をされた方々へのアンケートですとか、市町の要保護児童対策地域評議会の中で情報共有をするなどして実態把握に努めているところでございます。

二点目の相談支援窓口についてでございます。

県では、困難を抱える子供、若者の支援活動を行っておりますCSOと連携いたしましたして、令和五年度、ヤングケアラーを対象とした専用の相談窓口を設けました。

市町におきましては、武雄市が来月からSNSによる相談窓口を開設し、ヤングケアラーのほか、虐待、それから不登校に悩む子供、若者の悩みの相談を受け付ける予定と聞いております。

その他の市町におきましては、ヤングケアラーに特化した窓口というのは設けていないところがほとんどなんですけれども、相談内容に応じて、福祉、介護、医療、教育と、それぞれの所管部署で相談を受け付けていると聞いております。

ただ、この状況ではなかなかヤングケアラーの相談に対応できるころがあるかというのが十分伝わっていないおそれもありますので、そこにおきましては、ヤングケアラー関連の相談はひとまず特定の部署が受

け付けて、そこから相談内容に応じて適切な部署につながりとか、あるいはヤングケアラーの困り事に応じた相談先、専用ダイヤルを周知するとか、そういった工夫の余地はあるのではないかとというふうに思っております。

最後に、今後の支援策についてでございます。

ヤングケアラーの問題は、家族をサポートするのが当たり前だというふうに思っていて、なかなか本人自身がそのことに気づいていないとか、あるいは家族の状況を知られることを望まないとか、そういった理由でなかなか言い出せないで潜在化する傾向にあるんじゃないかと思っております。

この対策では、いかに周囲の大人が気づいて適切な支援につないでいくのか、ここが大切だと思っております。

住民に身近である市町の関係部署、それから民生委員、児童委員、それから学校等の関係者、これは周りの大人の方々が問題意識を持って潜在するヤングケアラーに気づいて、それを関係機関同士で情報共有をして支援につなげていくということが必要だと思っております。

県では、こうした観点から、民生委員、児童委員向けの研修会ですとか、学校関係者向けの研修会、それから、市町の関係部署に対する説明会を行うなど、機会を利用してヤングケアラーに関する説明を行っております。

それから、ヤングケアラー・コーディネーターを配置しておりますと言いましたけれども、県内の市町の関係部署とか社会福祉協議会を巡回して周知、啓発活動も実施しております。

こういったことを通じて、ヤングケアラー問題についての理解醸成を

図っているとございます。

なお、議員のほうから、武雄市の支援チームのお話ございましたけれども、こういうふうの一部の市町におきましては、そのほかにもマニュアルをつくったりとかして取組が進んできております。

こういった取組をほかの市町のほうにも波及できるように、県といたしましては、ヤングケアラーの把握から支援につなげていくための仕組みづくり、そういったことについても進むように努めていきたいと思っております。

佐賀で生まれ育った子供、若者たちには、誰もが健やかに育って切実な日々を充実して過ごしてほしいと願っております。

進学、就職、それからやりたいこと、将来の夢を諦めないで安心して生活ができるように、市町、CSOとしっかりと連携をして、ヤングケアラーの支援に取り組んでいきたいと思っております。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇 Ⅱ 私からは、教育問題について三点お答えをいたします。

初めに、中教審特別部会の審議まとめの受け止めということでございました。

今回の審議まとめは、教職の魅力を向上させ、教師を確保するための環境整備に関する総合的な方策として示されたものです。

議員のお話にもございましたように、中でもこの教職調整額の引き上げが注目されておりますけれども、これにつきましましては、専門職にふさわしい教職の処遇について様々な観点から検討された結果だというふう

に受け止めております。

また、この処遇改善のほかに、学校における働き方改革のさらなる推進、教職員定数改善等による指導、運営体制の充実、このように、あわせて大きくこの三つ取り組むことと打ち出されています。

私もそれらをあわせて進めることが重要であると考えておりました、働き方改革のさらなる推進をはじめとしまして、県教育委員会として取り組むべきところをしっかりと進めていきたいと考えております。

二点目、教員確保の取組についてでございます。

まず初めに、欠員が生じている要因についてお尋ねがございました。大量採用した世代が、近年、定年退職を迎えていることや、きめ細かな指導体制の充実のための特別支援学級数の増加、少人数学級の編制の進行に伴いまして、採用予定者数を増やしていますこと、それから、そのために講師候補者が減少していることが教員不足の主な要因となっているものと認識をしております。

教員の確保につきましては、教員採用試験の改革、新たな人材の発掘、教員の魅力発信、三つを柱として進めております。

教員採用試験の改革としては、今年度実施の採用試験より試験実施時期の早期化に加えまして、大学三年次からのチャレンジ受験、大学などからの推薦試験枠の拡大、そして、第一次試験の免除要件の拡大といったことの改善を行いまして、多くの方々が受験しやすくなる環境づくりに努めております。

新たな人材の発掘としては、特に今年度はペーパーティーチャー研修講座の充実に力を入れております。

県内三つの会場で、それぞれ年三回以上の実施予定でございます、二回目以降には、学校見学ですとか、授業づくりの実際の演習なども取

り入れまして、学校で働くことに対する不安を払拭しながら、学校を身近に感じていただけるよう講座内容を工夫してまいりたいと考えております。

教員の魅力発信につきましては、佐賀県の教職員採用専用サイトですとか、SNSによる発信、テレビ、ラジオ、動画配信など、いろんな媒体を使いまして、これまで情報が届いていない人に対してもアプローチしていきたいということでも今取り組んでいるところでございます。

子供たちの学びにとって先生の存在というのは重要で欠かせないものでございます。教員の確保は喫緊の課題でございます、今後子供たち、そして、今働いている先生たち、そして、これから佐賀県で働きたいと志す未来の先生たちのためにさらなる工夫をしていきたいと考えております。

佐賀の子供たちに向き合って育んでいく、そんな熱い思いを持った教員の確保に全力で努めてまいりたいと考えております。

続きまして三点目、日本語指導が必要な児童生徒への支援についてでございます。

県内の日本語指導が必要な児童生徒に対しましては、市町の教育委員会と連携して、児童生徒一人一人の状況に応じた日本語指導を行っているところでございます。

県内の公立小学校及び中学校における日本語指導が必要な児童生徒数ですが、令和二年五月一日時点で八十三人から、令和六年五月一日時点で百二十三人となっております。近年増加傾向にございます。

具体的な取組について申しますと、日本語指導が必要な児童生徒が多い地域に配置した日本語指導担当教員などが、日本語をどの程度話せる

か、学年相当の教科内容を理解できているかなどを確認します。

状況を把握した上で、一人一人に応じた個別の計画を策定し、きめ細かな日本語指導を実施してまいります。

児童生徒が学校での様々な活動へも積極的に参加できるように、担任の先生などにおいても、易しい日本語を使ってもらうように意識づけるといったことを行っております。

また、子供たちの安全や人との関係づくり、学校生活などで使う言葉、例えば、おなか痛いですとか本を貸してとか、一緒に行こうとか、そういった言葉が十分に身につけていない児童生徒については、日本語指導担当教員に加えまして、日本語指導の経験が豊富な非常勤講師を配置して、手厚い指導というのを心がけております。

こうした一人一人の課題、状況に応じた指導を行うためには、指導者が児童生徒の日本語能力を適時適切に把握することが欠かせないのですけれども、日本語能力の評価手法というのがあるんですけれども、その測定には相当の経験がないと難しく、判定できる人が限られているといった課題がございます。また、国が定める日本語指導担当教員の定数というのは、現在、児童生徒二十三人に対して一人となっております、この定数に基づき、本県では今年度七人の日本語指導担当教員を配置しております。

ただ、日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校というのが県内広範囲に点在しております。一つの学校に多くの児童がいるというわけではなくて、対象児童が学校に一人とか数人とか、そういった状況でございますので、国が定める教職員定数では、必要な地域に必要な数の教員を十分に配置することができていないというふうに感じております。

これらの課題の解決を図っていくため、教育委員会では国に対して日本語能力の測定方法の改善を早期に行っていたかとともに、日本語指導担当教員の定数を拡充して、地域の実情を踏まえて教員を配置できるように、政策提案を行っているところでございます。

なお、県立高校の入学選抜におきましては、以前から帰国・外国人生徒等については一定の配慮を行ってまいりましたが、特に三養基高校におきましては、帰国・外国人生徒等募集枠というのを設置しまして、入国三年以内の帰国・外国人生徒等に対して、受験者の負担軽減を図る、国語の検査問題を作文に変更したりとか、集団面接であるものを個人面接にしたりとかということで支援体制を整えているところでございます。

県教育委員会としましては、今後も日本語指導を必要とする児童生徒が、それぞれの学校で自分らしく学び、安心して学校生活を送ることができるように、支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎議長（大場芳博君） 暫時休憩します。

午後零時四分 休憩

○ 開 議

◎副議長（西久保弘克君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

◎武藤明美君（拍手） 登壇。日本共産党の武藤明美でございます。私は通告いたしております四問、一般質問を行います。

まず初めに、いわゆる「核のごみ」問題です。

玄海町議会は、四月二十六日に原発の高レベル放射性廃棄物最終処分場に関する文献調査を求める請願を採択し、五月十日には脇山玄海町長も受け入れ表明、六月十日から文献調査が始まりました。これが地下三百メートルより深い地層に高レベル廃棄物が永久に埋め捨てられること、核のごみ捨て場になってしまふのではないか、つながっていくんではないか、県民の心配は広がるばかりです。

処理したガラス固化体の表面の放射線量は、一般的に全身被曝した場合、直後に一〇〇％死亡すると言われている放射線量一時間当たり七千ミリシーベルトの二百十四倍という高レベルです。千年たった後でも一時間当たり二十ミリシーベルトだと言われています。それから半減期になったとしても約八千年後です。さらに燃料製造に必要なウラン鉱石が放射能と同じレベルに達するまでの期間は数万年後になるといふ気の遠くなる話です。

このようなものが佐賀県に埋め捨てられるとは後世の人たちに責任ある立場とは言えません。数千年から数万年先の話ではなく、数十年のうちに地震やほかの災害によって危険な状況になるのではないのでしょうか。

二〇一七年の経済産業省が発表した核のごみ廃棄物の処理場としての評価は、玄海町は不適格な場所とされています。知事は今議会冒頭の演

告でもこれ以上の負担について否定していました。同じ日、経産大臣宛てに知事の意見に反して概要調査地区の選定を行わないようにと申し入れました。この決意と行動を支持いたします。

そこで、新たな負担を受け入れる考えはないという知事の思いと決意について、仮に知事が代わった場合でもその姿勢を受け継いでいけるよう、県庁内での共有と継承をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、核のごみ問題についてはもう一つ課題があります。乾式貯蔵施設の建設についての問題です。

九州電力は玄海原発の使用済み核燃料を保管するため、二百九十億円かけて乾式貯蔵施設の建設を二〇二五年に着工するとしています。しかし、青森県六ヶ所村の再処理工場が完成しなければ、乾式貯蔵施設から運び出すことはできず、そのまま玄海町に留め置かれることとなります。いわば、その場所が地上の最終処分場になってしまうのではないのでしょうか。地下に埋める最終処分場もノーなら、乾式貯蔵施設もノーと言わなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

次に、オスプレイ等の配備問題についてです。

オスプレイの駐屯地工事が始まってほぼ一年。来年の六月完成を目指して佐賀空港の隣接地では着々と工事が行われています。地権者の中には土地を売るわけにはいかないと売却に反対し、法的に争っている人もいます。佐賀空港をオスプレイなどの基地にしてはならない、宝の海・有明海を守りたいと、地権者や地元住民だけでなく、県民も同じ思いの人たちが大勢います。オスプレイは開発のときから事故が多かったことは既に明らかです。それらのことを指摘してどんなに反対の声が広がっ

ても、防衛省は何事もなかったかのように、自分たちのやるべきことをどんどん進め、県民や国民の思いを踏みにじっています。佐賀県もそんな防衛省の言うままに動いているのではないかとさえ思われます。

オスプレイの飛行再開の問題についてまずお尋ねします。

昨年十一月二十九日、屋久島沖で米軍オスプレイが墜落し、乗組員八人が命を落とした重大事故が起きました。当時、木更津から目達原に飛んできていた陸自オスプレイは、そのため飛行中止となり、イベントでもデモフライトをせずに、そのまま四カ月と二十日間留め置かれていました。アメリカによる飛行再開の判断によって、四月十九日に飛び立ちました。屋久島沖での米軍オスプレイの事故原因は明らかにならなかったでしょうか。事故原因についての報告書が提出されたとは聞いていません。これまでオスプレイの事故では、人為的ミスとかハード・クラッチ・エンゲージメントなどの理由が言われて来ました。今回の事故について二月二十日のアメリカのテレビでは、ギアボックスに不具合があったとも言われています。これまでギアボックスから金属片が見つかった案件は七件あり、重大事故には至りませんでした。ところが、今回クラスAの重大事故です。もっと明らかにしてほしいと思います。

防衛省は、米國がゴーサインを出したため飛行再開を受け入れ、佐賀から飛び立ちました。知事は飛行再開についてきちんと説明を受けてから了解したのでしょうか。そのことを明らかにしてください。

また、オスプレイの安全性についてですが、つい最近、六月十二日、米海軍の司令官がアメリカの下院の公聴会において、安全に影響する可能性がある問題に十分に対処するまで無制限の飛行運用には戻さないと言ったことが報道されています。例外的な飛行はあったとしても、全て

飛行が認められているわけではないのです。木更津には十七機中十六機のオスプレイが配備されましたが、アメリカから購入したオスプレイにも当てはまると思います。その認識はおありでしょうか。何らかの情報は入手しておられるでしょうか。

次に、駐屯地等の工事についてです。

工事の計画では、県内の四地点、A、B、C、Dから土砂運搬するとなっていた八十万立方米を、計画変更し、そこまでの量は購入せず、五月二十日もって終了しています。けれど、雨水貯留池からの建設発生土を中心に利用し、運搬が続いています。国造堀から出た土砂を使用するとなれば、十分にばつきし、地固めを行わないと、今後、建屋などの工事に支障が出てくるのではないかと思います。県内工事を指導する立場にある佐賀県はどう認識していますか。それらも含めて初めの頃説明していた状況と変わってきているわけですから、防衛省と共に住民説明会を行うべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

次に、雨水貯留池工事でのクレーンの転倒についてです。

先日、雨水貯留池の工事中に七十トンもあるクレーンがバランスを崩し転倒した事故がありました。労働基準監督署も入るといふ事態で、安全対策はどうだったのか問われています。この土地は空港事務所や中部農林事務所の管理下にある土地、国造堀ですが、県は全額免除で貸しています。使用の際の条件としては、常に善良な管理者の注意を持って良好な状態にしておくこととなっています。クレーンが倒れるような事故があったことは善良な管理者の下、良好な状態だったと言えるでしょうか。許可条件に違反していると思います。直ちに許可を取り消すべきではないでしょうか。これについて御答弁をお願いいたします。

次に、貯留池工事に関わる特記仕様書には、盛土使用に不足があれば、流用盛土三十六万七千八百立米を使用するとあります。

これがその特記仕様書のあるページのコピーです。(パネルを示す)ここに流用土を使用するということが、三十六万七千八百立米というふうに書かれています。ちよつと小さかったかもしれませんが、そういうふうに書かれております。

この三十六万七千八百立米とは、雨水貯留池からの流用土の締め固め前の数量です。三月十八日の特別委員会で指摘した数字なんです。ここで言いたいのは、この特記仕様書が流用という言葉を使っている点です。建設発生土は流用土と発生土があり、流用土は同一工事内における土砂の流用をするという意味です。つまりこれは駐屯地工事も雨水貯留池工事も土砂を流用する同一工事だという点なんです。これまでに一連の工事ではないと防衛省が言い、県もそう言ってきましたが、特記仕様書では流用と防衛省自ら認めて記入しています。

本体工事三十四・二ヘクタール、プラス七ヘクタールその他で二十二ヘクタールになっていて、五十六ヘクタールという数字になっています。あと少しずつ現在も使用地は増えています。基本的には雨水貯留池の二十二ヘクタールと駐屯地の三十四・二ヘクタールを合わせれば、明らかに環境影響評価条例に触れるんではありませんか。直ちに工事を中止し、環境アセスを行うべきです。いかがでしょうか。

以上がオスプレイ等の配置問題に関する質問です。

次に、第三問です。食料・農業・農村基本法の改定に関してです。佐賀平野では田植への準備も始まり、県内の農村地帯にとって忙しくもある、でも、美しい季節が巡ってきました。豊かな食料生産県として、

生産者も消費者も安心して暮らし続けていける佐賀農業であってほしいと願っています。

さきの五月二十八日、食料・農業・農村基本法の一部改定が参議院でも可決されました。本来、国民の食料と農業・農村を守っていくべき基本法ですが、今回の改定は安心・安全を願う生産者や消費者に希望をもたらすものになっているでしょうか。これまで食料自給率の向上を大きな目標にしてきたものが食料安全保障の動向に関する事項などに変更し、自給率向上は政府の義務ではなく、農業者その他の関係者が取り組むべき課題になっています。最重要課題だったものが大きく変えられているんです。

一九六五年当時、七三%だった食料自給率は三八%までに落ち込んでいます。その大きな原因が輸入自由化にあったことは明らかです。麦、大豆など、アメリカの余剰農産物を買わされ、進んで受け入れ、次々に安い農産物が流入してきました。それによって、農家経営は補助金を入れても年間二百万円台、酪農に至っては赤字が続いています。米の需要が減退していると政府は言いながら、義務でもない需要の一角を超える七十七万トンのミニマムアクセス米を輸入し、アメリカの顔を立て、累積六千三百五十一億円もの税金をこれまで投入してきました。それだけのお金を農家経営の支援に充てるなら、今のような状況にはならなかったのではないのでしょうか。

岸田政権は、今後二十年間で農の担い手は今の四分の一に減少するとして、食料の安定的供給確保のため、ロボットやドローン、AIを使って生産性を上げると言い、スマート農業促進法を当てにしていますが、青年などの新規就農者支援はおろそかです。

佐賀県はかつて米づくり日本一とも言われた県です。今でも「さがびより」、「夢しずく」、ヒノヒカリなど、佐賀のお米のおいしさは県民の一人として、ほかには負けていないと自負しています。ところが、農家の経営は苦しい一方です。改定農業基本法が本当に県内の農家経営をよくしていくことができ、また消費者の安全・安心の食を求める願いに応えるものになっていると知事はお思いでしょうか。どう受け止めておいでなのかお聞きします。

前回の農業基本法改定から二十五年たちました。農家の生活水準維持どころか、県内ではこの十二年間で農業、農村、農家は大きく衰退しています。平成二十三年当時、五万四千二百ヘクタールだった耕地面積が令和二年には四万一千八百三十六ヘクタールに、また千二百四十三億円だった農業産出額、これが一千二百十九億円になりました。また、水稲作付面積二万六千六百ヘクタールから二万三千三百ヘクタールになり、農業の年齢層は六十歳以上が二万二千五百三十五人いましたが、令和二年度には一万三千四百四十八人、うち六十五歳代から八十歳までが九千人を超えています。こういった状況なんです。改定された食料・農業・農村基本法の下で、農家の生活水準維持と土地の守り人としての位置づけをしっかりとするためにも、私は佐賀農業の立て直しを強く求めたいと思います。

県では数年前より「さが園芸88運動」などに取り組みまれ、最近も原油や飼料高騰などの対策にも力を注いでいただいています。県内でのさらなる食料自給率を高めること。農業所得向上や担い手不足対策、農作物価格の課題にどう取り組んでいかれるのか。そのためには、農業予算をもっと確保していく必要もありますが、農林水産部長、その辺りど

のように考えておられるのか御答弁をお願いいたします。

最後に、教育行政についてです。

まず一つは、エアコンの設置についてです。

この間、県内の学校でのエアコン設置は進んできました。特に猛暑が続くようになって、他県で小学生が熱中症で亡くなるという痛ましい出来事が起きてから、義務制でも、県立でも、計画的な設置を求めてきました。今では全ての県立学校の普通教室に設置され、生徒も保護者も喜んでいきます。義務制でも同じように進んでいます。さらには、特別教室の未設置のところに増やすことも求められています。

また、体育館は熱中症対策としてだけでなく、避難所として位置づけられている場所でもあります。国際赤十字の最低限守るべき基準として、最適な快適温度と換気を保持するために、避難所にはトイレ、冷暖房、給水を整えることが大事だと言われています。いっどんな災害が起きるか分からない状況です。体育館のエアコン設置は喫緊の課題ではないでしょうか。

義務制においては、文科省が二〇二五年まで、国庫補助の割合を時限的に引き上げるとのことです。市町に対してはそのことを示し、助言して、実現に向けた取組を進めてください。もちろん県立学校体育館も、学習環境の改善とともに、避難所としての空調の整備、急がなければならぬと思います。取り組んでいただきたいのです。どのようにお考えなのでしょうか、お示しください。

次に、学校給食の無償化についてです。

本県は物価高騰対策として、給食材料費の支援に努力をしてもらっています。県内では子育て応援や教育費の負担軽減で学校給食費の補助に

取り組んでいる自治体も増えてきました。二十市町の中で全額補助を行っているのは六町あります。ほかに四市三町が第三子以降や第二子以降、幾つかの学年限定の補助が行われているところもあります。合わせて十三の市町で出現しているんです。もう過半数を超えています。子供の貧困が言われている中で、給食費の保護者負担軽減にもつながる有効な施策だと考えます。市町の半数を超える自治体が努力をしておりますが、県も応援していただきたいのです。全国の中には、県が補助の支援をすることで出てきています。ぜひ学校給食費への支援を願いますが、御答弁をお願いいたします。

最後に、教員不足への対応です。

午前中も問題になっていました。毎年のように教員不足が言われて、私も改善を求めてきました。二〇二一年、三十五人、二〇二二年、四十三人、二〇二三年、六十四人という未配置の状況が増え続けているというふうに数字も挙げて指摘してまいりました。

佐賀県教育委員会は、学力不足を気にしておられるようですが、教員が不足している状況がある下で対応は難しいのではないかと思います。今年度、二〇二四年度の未配置はどのようになっているのか、明らかにしてください。

また次に、昨年度から今年度にかけて未配置を減らすために行ってきた努力について、どんなことに取り組んできたのかを明らかにしてください。

次に、年を追うごとに教員不足は多くなっていますが、未配置解消のための抜本的な解決が必要だと思います。今後どのように取り組んでいくお考えなのか、お答えいただきたいと思えます。

以上で第一回目の質問を終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇 Ⅱ 武藤明美議員の御質問にお答えします。

まず、最終処分場に対する私の姿勢の継承についてお尋ねがございました。

かねてから一貫して申し上げているとおり、佐賀県として新たな負担を受け入れる考えはありません。最終処分場は国全体として必要でありませんが、佐賀県はエネルギー政策に十分に貢献していると考えています。こうした私の考え方について今後も継承していくべきとのことでありましたが、将来のことはそのときの県民や職責のある方が判断していただきたいと考えます。

続きまして、乾式貯蔵施設の建設についてお答えします。

現在、国内の原子力発電所から発生した使用済み燃料は、建屋内にある専用のプールに貯蔵し、プールの水で一定期間冷却した後、青森県の六ヶ所村にあります再処理工場へ搬出して再処理することとなっております。

玄海原子力発電所におきましては、使用済み燃料を再処理工場へ搬出するまでの間、一時的に貯蔵するための乾式貯蔵施設の建設準備が進められております。乾式貯蔵施設につきましては、原子力規制委員会において、引き続きプールで冷却する方法に比べて安全性が高いと評価されており、引き続きながら、あくまでも一時的な貯蔵でありますので、県としては、使用済み燃料の早期搬出に向けた取組に万全を期すように国や九州電力に対して求めております。

詳細につきましては、担当部長から補足させます。

続きまして、佐賀空港の自衛隊使用要請について、まず、目達原駐屯

地に留め置かれていた機体についてお答えします。

昨年十一月の屋久島沖での墜落事故を受け、米軍及び陸上自衛隊のオスプレイは全面飛行停止となり、事故当時、展示飛行のため目達原駐屯地に飛来していた陸自オスプレイ一機については、そのまま目達原駐屯地内に留め置かれることとなりました。

目達原駐屯地は、整備クルーや機材が常置——常に置かれている木更津駐屯地とは整備環境が異なっております。ですから、飛行再開については、その動向を注視してまいりました。そして、防衛省には、飛行再開に当たって飛行経路や地元自治体への事前の説明など厳格に行うようにと常に求めてまいりました。その詳細につきましては、政策部長から補足させます。

続きまして、オスプレイの安全性に係る米海軍の司令官発言について申し上げます。

これまでもオスプレイの安全性に関して疑問や不明な点が生じた際は、その都度、防衛省に確認し、安全対策の徹底を申し入れてまいりました。先日、米海軍の司令官がオスプレイについて、問題に十分対処するまでは無制限の飛行運用には戻さないと発言したとの報道がありました。米軍が飛行制限をかけているのではないかと受け取られる内容でありましたから、問題意識を持って、同日、政策部から防衛省に対し、事実関係等についての問い合わせを行いました。その内容については、政策部長から答弁させます。

続きまして、駐屯地等の工事について、まず、その工事に係る県民説明会の開催をすべきではないかというお尋ねがございました。

防衛省は、昨年六月に土砂運搬を開始するに当たり、県内四力所から

の経路を公表しております。その後、車両の台数を増やしたり、工事の時間帯を延長する際にも計画の変更について報道機関への情報提供を行って、新聞に掲載もされております。また、ホームページによる公表も行っております。

県内四力所からの購入土に代えて一時貯留地からの掘削土を利用することについては、市街地を通る土砂運搬の台数が少なくなることで、がりをまして、県民生活への影響が緩和されることとなります。そして、この計画変更についても防衛省から地元関係者への説明が行われておりまして、現状で説明責任は果たされているものと思えます。県民説明会を行うことは考えておりません。詳細につきましては、政策部長から補足させます。

クレーンの転倒事故についてお答えします。

今回の事故の報告を受けまして、作業の安全には十分注意するように県から防衛省に対し、直ちに申し入れております。

工事につきましては、安全に実施していただきたいと思えます。事故への対応等の詳細は政策部長から答弁させます。

続きまして、駐屯地等の工事の環境アセスメントについてお答えします。

具体的な事業に関する環境アセスメントの要否につきましては、法律や条例に基づいて担当部局が事実関係を当てはめて判断しておりますので、詳細は県民環境部長から答弁させます。

続きまして、食料・農業・農村基本法の改正について、その受け止めを私のほうから答弁させていただきます。

佐賀県の農業は、これまで整備の進んだ水田や共同利用施設を活用し、

米麦や園芸品目を組み合わせた生産性の高い水田農業を展開してまいりました。耕作利用率は三十七年連続日本一であります。

県内需要量をはるかに超える農畜産物の生産もありまして、食料自給率は西日本で一位となっております。このように、全国有数の食料供給産地として我が国の食料自給率に大きく貢献したわけであります。

しかしながら、御指摘もありましたが、農業産出額は昭和五十九年には千八百六十五億円であったものが令和四年には千三百七億円まで減少しました。さらに近年、輸入に頼る燃油、肥料、飼料等の価格高騰によりまして、農家の節減努力ではカバーできずに生産コストは上昇する一方であります。

私は、国民生活に必要な食料の生産は、その多くを北海道と九州など地方の産地が担っているわけですが、非常に厳しい状況の中で生産者の方々が大変苦勞されております。しかしながら、そういったことが都市圏の消費地には十分理解されていないのではないかと思います。この三年間で主要な生産資材価格は四割近く高騰したのに、一方で、農産物の価格は一割弱しか値上がりしておりません。コスト高を価格に転嫁できておりません。よく東京の報道で農産物が高くなったと消費者が悲鳴を上げているといったお話が出てきますけれども、生産者がどれだけ苦勞して作っているのかと私は思いますし、生産者の皆さんが安心して農業を続けられる環境を考えると、そういった環境が食料自給率を上げて、国の食料安全保障にも寄与しております。こうしたことも考えますと、私は、むしろもっとも高くてもいいんではないかと言いたくてなりません。

昨年十一月には、私が直接、農林水産省に出向いて、営農が続けられ

るような農畜産物の価格形成を実現するように政策提案も実施してきました。今回の改正で、食料安全保障の観点から、食料価格に対して持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されなければならないことが規定されました。さらに、合理的な価格形成の法制化について検討されることも挙げられております。評価をしたいと思えます。今回の法改正によりまして、農業所得の向上につながることを期待しております。

佐賀県にとって農業は地域に根差した大切な産業であります。農業が元気になることが佐賀の元気につながりますので、未来につながる佐賀県農業の実現を目指していきたいと考えております。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは佐賀空港の自衛隊使用要請について、知事答弁を補足させていただきます。

まず、一点目でございます。目達原駐屯地に留め置かれていた機体の飛行再開についてでございます。

これにつきましては、まず今年三月十三日に米軍オスプレイ及び国内のオスプレイの飛行再開について説明がございました。私が説明を受けました。その際、改めて目達原駐屯地の機体の整備環境、こちらにつきましては、木更津駐屯地とは異なると認識をしております。飛行再開に当たっての事前の説明、丁寧な説明を防衛省に求めたところでございます。

そうしたことを受けて、今度四月十二日、防衛省から県に対しまして目達原駐屯地のオスプレイ飛行再開に当たって、これまでの機体の整備状況であったり、予定している飛行経路、こういったことなどの事前の説明がございました。

具体的に申し上げますと、説明に来られたのは、九州防衛局の遠藤企

画部長、また木更津駐屯地で実際にオスプレイの運用に当たられておられます第百八飛行隊長、この方から私が説明を受けました。

主な説明の内容といたしましては、木更津から整備員を定期的に目達原駐屯地へ派遣をし、駐屯地内で木更津の機体と同等の整備を実施しているということ、また、木更津駐屯地においてパイロットの練度回復訓練を行い、練度回復に一定のめどがついたこと、こうしたことから四月十九日以降、目達原周辺区域での飛行を開始する、しかしながら、可能な限り住宅地の上空を避け、平野や海上などの空域を飛行するといったことがありました。また、四月二十日以降、高遊原分屯地へ移動をし、四月末に高遊原分屯地から木更津駐屯地へ帰投する予定であるというような説明でございました。

実際には四月二十日に目達原から高遊原へ、また四月二十五日、高遊原から木更津へ移動をしております。

こうした説明を受け、私のほうからは、飛行の安全が何よりも大事、大切であるということ、また飛行経路となる地元へ十分な説明を行うこと、さらに事故の原因となった具体的な部品名などは明らかにされていないため、できるだけ詳細な情報を提供すること、こういったことを伝えたとところでございます。

続きまして、二点目、オスプレイの安全性に関する米軍司令官の発言でございます。

六月十四日の新聞報道により、米海軍の司令官がオスプレイにつきまして、安全に影響する可能性がある問題に十分に対処するまで無制限の飛行運用には戻さないと述べたことを承知しました。すぐに事実関係につきまして防衛省に問合せを行いました。同日、防衛省からは、現在、

発言の詳細について米側に確認しているところであるとの回答がっております。引き続き防衛省に対しまして詳細な情報提供を求めてまいります。

三点目でございます。県民説明会の開催についてでございます。

一時貯留池からの掘削土の搬入、こちらにつきましては、市街地を通っていた県内四カ所からの購入土の運搬とは違いまして、空港周辺の限定されたルートしか通っておりません。また、この掘削土の搬入により、当初八月まで予定されておりました一日最大延べ六百台によります市街地を通る大型トラック、ダンプの運搬が約三カ月短縮をされ、五月には終了しております。県民生活への影響は大きく緩和されているというふうに思っております。

この計画変更につきましても、防衛省から一時貯留池周辺の農地の耕作者など、地元関係者への説明が行われております。現状で説明責任は果たされているものと考えております。

続きまして、四点目でございます。クレーンの転倒事故でございます。こちらにつきましては、まずは今回の事故で作業員や工事区域外への被害はなかったというふうに関防衛省から報告を受けております。そして、労働基準監督署への通報など、必要な対応は取られております。労働基準監督署が現場を確認されております。その後、現場では安全対策を実施した上で、一時貯留池での工事が再開をされております。工事につきましては、安全に実施をしていただきたいと思います。工事につき

私からは以上です。

◎諸岡県民環境部長 登壇 Ⅱ私からは、二点お答えをさせていただきます。

まず、玄海原子力発電所の乾式貯蔵施設についての知事の答弁を補足させていただきます。

この乾式貯蔵施設については、発電に使用した使用済み燃料を金属の貯蔵容器、これはキャスクと呼びますが、このキャスクに収納し、その容器を貯蔵建屋内に配置して貯蔵するものでございます。

この使用済み燃料が発生する熱につきましては、このキャスクを通じて周辺の空気を温め、温められた空気は自然換気によって建屋の排気口から外へ排出される、いわば自然冷却というふうになっております。

このため、この施設では電気や水を必要としない、したがって、停電や水漏れの心配もない。こうしたことから原子力規制委員会においても、プール貯蔵に比べて安全性が高い、そういうふうにされております。

なお、先ほど知事からも答弁がございましたとおり、乾式貯蔵はあくまでも一時的なものでございます。このため県としては、この乾式貯蔵施設を事前了解するに当たりまして、九州電力に対して使用済み燃料の早期搬出に向けた取組に万全を期すことを求めたところでございます。

今後とも、九州電力の使用済み燃料の早期搬出に向けた取組を注視してまいります。

続きまして、オスプレイの駐屯地工事に係る環境アセスメントについてお答えいたします。

議員からは、一時貯留池の工事が発生する土を駐屯地工事のほうにおいて流用盛土として利用することが仕様書に記載されていると、こういうことから二つの工事は同一の工事だという御指摘だったかと思えます。

このことについて、防衛省のほうへ確認をいたしましたところ、防衛省からは、流用盛土の記載は当該工事における建設発生土を別途契約し

ている他の工事——他の工事といえますのは駐屯地整備工事です。これに用いることを記載しており、これは同一事業において建設発生土を用いることを指しているものではない。防衛省の工事においては、同一工事や他の工事が発生した土を使用する場合に流用という表現を用いている。自衛隊の駐屯地整備事業と一時貯留池を含む排水関連施設の整備事業は、その目的を異にするなど、別の事業であるとの回答でございました。

建設土木工事の現場で発生した掘削土を他の工事現場で活用することは一般的に行われているものであると理解しております。複数の事業現場間で掘削度のやり取りがあったからといって、直ちに当該事業に一連性があると判断されるものではございません。

環境影響評価——アセスメントにおいて、複数の事業の造成面積を合算するかどうか、すなわち、複数の事業に一連性があるかどうかの判断につきましては、事業の目的が同一であり、かつ構想及び決定の時期が同一か否かなどにより総合的に判断するものと考えております。

駐屯地整備と排水関連施設の整備事業は事業の目的が異なり、構想及び決定の時期も異なることから、二つの事業は一連性はないものと判断しているところでございます。

以上でございます。

◎島内農林水産部長 登壇 Ⅱ私からは、食料・農業・農村基本法に関する問いのうち、今後の取組についてお答えいたします。

本県において、カロリーベースで既に一〇〇%近い食料自給率を向上させるためには、カロリーが比較的高く輸入に大きく頼っている麦や大豆について、高い整備率を誇る共同乾燥施設や基盤整備の進んだ水田を

最大限に活用しながら、需要に応じた品質のものを安定的に生産し、かつ収量を増加させることが重要でございます。

そのためには、麦につきましては、近年需要が増えているパン用小麦の品種などの作付推進ですとか、大豆につきましては、播種期の長雨や夏場の異常高温など、天候に左右されにくい新品種の導入ですとか、さらには、地域計画に基づく担い手への農地の集積、集約による生産の効率化などに取り組んでまいります。

次に、農業所得を向上させるためには、水田農業をベースにしながら地域の特性を生かした収益性の高い園芸農業に軸足を移し、稼ぐ経営体を増やしていくことが肝要だと考えております。

そのためには、農業技術習得の研修を行うトレーニングファーム研修後の就農の受け皿となる園芸団地の一体的な整備の拡大ですとか、AIやロボットを活用して、これまでの農作業を大幅に省力化、軽労化するスマート農業の導入の推進などに取り組み、「さが園芸生産888運動」を加速化してまいります。

また、畜産におきましても、肥育素牛を生産する「佐賀牛いろはファーム」を活用した、「佐賀生まれ、佐賀育ち」となる「佐賀牛®」一貫生産体制の構築ですとか、佐賀県高性能食肉センター「KAKEH ASHI」を拠点とした「佐賀牛®」の輸出拡大に取り組んでまいります。

こうした取組に必要な予算につきましては、基本法改正に伴い、今後示される国の施策や予算を踏まえた上で、現場の意見、要望などを聞きながら、食料自給率や農業所得の向上、担い手の確保、育成、営農が続けられるような農畜産物の価格形成の実現につながるような施策を

打ち出せるよう検討してまいります。

今後とも、食料自給率の向上を図りつつ、農業所得も向上させていくことで、本県農業が将来にわたって持続的に発展していけるよう、関係者が一丸となつて取組を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇〓私からは、教育行政について三点お答えをいたします。

初めに、県立学校体育館の空調についてでございます。

体育館が避難所になっているというお話がありましたとおり、本県の県立学校におきましても、そのほとんどが災害時の避難所として指定を受けておりまして、実際に近年県内で発生した大雨の際に、近隣住民の避難所として開放されたこともございます。

ただ、学校の体育館はその構造上、断熱性能が確保されていないこと、面積が広く天井が高いこと、このため、冷暖房効率が悪いことなどから、整備や管理に多額の経費が必要になります。空調整備については現時点では考えておりません。

学校施設を避難所として活用するに当たり、体育館における当面の暑さ、寒さ対策といたしましては、各学校が所有する大型扇風機やスポーツクーラー、ストーブなどの機材の活用、また、状況に応じて、県と災害時の応援協定を締結している企業から冷暖房器具を調達することだったり、学校運営に支障がない範囲で、災害の状況等によりまして、必要があれば空調のある教室に被災者を受け入れることなど、ソフト面の工夫により対応をしていきたいと考えております。

なお、県立学校の空調整備につきましては、まずは児童生徒の授業や

部活動で利用する頻度の高い特別教室の空調整備を着実に進めていきたくと考えておりまして、児童生徒が安全・安心、快適に学校生活を送ることができるよう、教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、学校給食についてでございます。

学校給食における食材料費は、学校給食法第十一条第二項において、保護者の負担とされており、法に基づいて保護者負担が基本となっております。

まず、県立学校のうち県立特別支援学校ですが、家庭の経済状況等に応じて必要な経費を支援する特別支援教育就学奨励費によりまして、学校給食費の全額、または半額の支援を受けております。

それ以外の県立学校でも、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して支援が行われ、学校給食費についても対象となっております。

次に、市町におきましても、市町立小中学校の特別支援学級に通う児童生徒については、県立の特別支援学校と同様に、特別支援教育就学奨励費の対象となっております。

このほか、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒も同様に、学校給食費もその支援の対象となっております。

さらに、学校給食費等の原材料費の値上げ分についても、県立学校や多くの市町で支援を現在しております。保護者負担の軽減を図っているところございます。

今申し上げましたように、既に学校給食費への支援が行われておりまして、県立学校の給食費の無償化や市町に対する学校給食費への支援は

考えていないところでございます。

続きまして三点目、教員不足についてでございます。

初めに、令和六年度の状況についてでございますが、令和六年五月一日現在、小学校十三人、中学校三十二人、高等学校十一人、特別支援学校一人、合計五十七人の講師が配置できていない状況にございます。厳しい状況と認識をしております。

現在の取組についてでございますが、教育委員会では、講師を確保していくために、講師登録の受付、退職教員の呼びかけのほか、ペーパーティーチャーの研修講座を昨年度から開催しています。また、民間の就職サイトへの掲載や、大学等で講師採用説明会の開催などを行っております。

ペーパーティーチャーの研修講座につきましては、昨年度、四会場で講座を実施し、四十九人が参加、うち八人が任用につながっております。手ごたえを感じているところでございます。

また、今年度は一回目の講座、六月十四日に行ったんですけれども、二十五名の方の参加がございました。

講師に係る処遇改善につきましても、給与面の改善など取り組んでおります。講師の給料号給等上限につきましても改善を重ねてきたところでございます。

教員の確保につきましては、これまで三年生チャレンジ受験などの教員採用試験の改革ですとか、先ほど申し上げましたペーパーティーチャー研修講座など新たな人材の確保、SNSなどを活用した教員の魅力発信などに取り組んでおります。

児童生徒の成長に日々向き合い、学校現場を支える教員の確保は本当

に重要課題であると認識しております。子供たちが学ぶことに楽しさ、喜びを覚えて、自分の成長を実感できるような学校をつくるために、教員の存在というのは欠かせないものがございます。教員を目指そうという思いを持った人材確保のため、教員採用試験の見直し、改善や、講師確保のための各種取組など、これまでの改革の歩みをさらに進めてまいりたいと考えております。

またあわせて、教員は子供の成長に立ち会い、新たな発見、感動のある魅力的な仕事であるという現職教員のインタビューなどの声も受けておりますので、多様な媒体を使って積極的に発信していきたいと思っております。

今後も、工夫を重ねながら、この重要課題である教員確保に向けた取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎武藤明美君 登壇Ⅱそれぞれ御答弁をいただきありがとうございます。

まず、核のごみ問題ですが、六ヶ所村の最終処分場ができなかったら、ずっと玄海町の乾式貯蔵施設、キャスクに入れたまま保管されていくということになると思うんですが、それについてはずっとずっとそういう形を続けるということなんでしょうか。そしたら、やはり地下の最終処分場、核のごみ問題は駄目だと言うけれども、地上においてその状態がずっと続くということをよしとされるのでしょうか。そのところに矛盾があると思いますので、改めて六ヶ所村の最終処分場との関係でこのままの状態が続いていくんではないかというおそれを持っておりますので、改めて確認したいと思えます。

それから、オスプレイの問題ですが、十七機中、木更津に行っているのは十六機、一機が今岩国に残っているということなんですけれども、このアメリカの公聴会の後、公聴会の影響もあって一機岩国にそのまま留め置かれているのかどうなのかですね。この公聴会のことには日本の自衛隊にもブリーフィングをしたというふうにアメリカが言っているわけですので、平尾部長のほうからは問い合わせをしたというふうなこともありましたが、そういう非常に緊迫した状態にあるんだというふうに私は認識します。それで、やはりこういったものが飛び立つわけにはいかないんじゃないかというふうにも思いますので、その辺りどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

そして、環境影響評価の対象ではないというふうなこともおっしゃっていますけれども、今少しずつ、少しずつ駐屯地の敷地も増え続けているわけですね。これは工事をしているところの三十四・二ヘクタールの部分ですけれども、（パネルを示す）ほかに仮駐車場ということで約二ヘクタールがここに青い印で描かれています。これはただ直接に土をほじくり返して工事しているんじゃないかと、鉄板を敷いて大型土のうを設置して、土地の形質変更を行わないでいるから、別に工事そのものとは違うんだというふうな認識で駐車場に使用しているんだと思うんですけれども、購入した土地、そして、工事を始めた土地以外に、少しづついろいろな場所が増え続けている、使用するのが増え続けているということとあわせて、先ほどの一時雨水貯留池の面積のことも言いましたけれども、それはやはり一連のものではないと防衛省が言うから、一連のものではないんだというふうなこともおっしゃると思うんですけれども、防衛省もそう言っている、県もそういうふうには言っている。しかし、駐

屯地工事をしなかったら、この一時雨水貯留池は造る必要がなかったんではないか。わざわざ漁業者の人たちも駐屯地工事があるから心配して造ってくれ、こういうのが必要なんだということを言ったと思うので、関連している事業だというふうに思うんですが、その辺りの認識はいかがなんでしょうか。

先ほど特記仕様書のことについて県のほうで説明をされましたけれども、掘削土や建設発生土の中には、流用土と、それから、発生土と二種類あって、流用土の場合は同一工事に使う、流用をやるんだというふうな位置づけですし、それから、発生土はほかの工事現場のほうに持っていくというふうな使い分けをしておられますので、その言葉の厳密さをしっかり確認していただきたいと思います。これは数日前に国会でも流用土と発生土の違い、建設発生土の中には流用土と発生土とあるんだというふうなことの論議もあっておりましたし、そういうことも防衛省自身が自覚していると思うので、その辺り、建設工事に携わるところを指導する県としてもこの辺りはしっかりと確認をしていただきたいし、そういう認識を持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、防衛省は一連性はないというふうに言っているんですけども、そういう国の言い分を県も追認してそういう判断になっているんじゃないかというふうに思いますので、これは県の姿勢の問題ではないか。国に付度しているんじゃないかというふうにも思いますので、それについて皆さん方の姿勢、自ら検証していただけたらというふうに思います。それから、農業問題に行きますが、知事も本当に営農を続けられるようにというふうなことで農家の価格の問題について非常に心を痛めておられましたし、今度の法の改定の中でどういう位置づけになるのか分か

らんけども、ちゃんとしたことで書かれているから、そこに期待をされているんだというふうなこともおっしゃいました。そういうことであるならなおのこと、具体的に価格保障や所得保障を国にしっかりと求めていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

農林部長からの御答弁をお聞きする中で、パン用の小麦を一生懸命作って利用してもらおうようにというふうな意思をお聞きできたんですけども、もちろん一般のお店にもこういう取り扱いをしてもらって売ってほしいし、私たち一般県民も、そういうのが買えるようになったら本当にいいなと思いますし、お店屋さんで県産小麦で作ったパンですというふうなことを、もっと表示を大々的にしてもらえるような工夫を今後行ってもらいたいし、また、ある意味、輸入小麦というのは殺虫剤の問題もありますので、やはり学校給食にもこういったものが取り入れられたらいいなというふうにも思っているところでございますので、今後そういう方向も目指していただきたいというふうに思います。

全体的に見て、やはり農業予算をもっと確保していく必要があると思いますので、これは知事にしっかりと頑張ってくださいが必要があると思いますので、知事の決意もお聞きしたいと思います。

それから、教育行政の中で、教育長は体育館の構造上難しいのではないかとすることもあって、エアコンを設置するというふうには考えていないということをおっしゃったんですけど、以前、普通教室にエアコンを設置していくときに、初めはなかなか固かった教育委員会もだんだんその立場に立っていただいて、二十年近くいろんなやり取りをする中で、今ではちゃんとできていくということもありますので、やはり子供たちの学習環境をよりよくするということもあわせて考えていただきたいと

いうふうに、これはお願いしておきます。

それから、教員不足への対応ですけれども、本当に学校の先生たちのやりがいとか、そういったことをもっと多くの人に知ってもらって、どんなに頑張っておられるのかも知ってもらわなければならないと思うんですけれども、ただ、常勤と非常勤の職員数を調べてみて、皆さんにいただいた資料を見ると、小学校の場合はもちろん常勤が多いです。中学校とか県立学校になったら、常勤よりも非常勤のほうの数が多いといった矛盾もありますので、やはり非常勤を少なくして常勤を増やしていくというふうな努力がまず必要なのではないかというふうにも思いますので、そのことについてもお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

◎山口知事 登壇Ⅱ武藤議員の再質問にお答えします。

農業問題に関しまして、充実を図っていくべきではないかというお尋ねがございました。

今回の食料・農業・農村基本法の改正法案は、いいことがとても書いてあります。食料安全保障の確保ですとか、農業の持続的な発展、そして農村の振興、要はこれからの具体論だと思います。それをどのように実現していくのかというところなんですけれども、議員からは価格保障とか所得補償という話がありました。いろんなやり方があります。ポイントとは量と質だと思います。

まず、量の面から言えば、食料安保に大きな貢献をしている先ほど言ったような地方部、北海道、東北、九州、こういったところにしつかりと支援をしていく、ロットをそろえていくということ。それから、もう一個は質です。やはり農村の状況も、昭和の頃とは大分変わっており

ます。佐賀県なら佐賀県なりの現場の在り方というものがあるので、現場に見据えたような支援のやり方をしてほしい、農水省の画一的な様々な支援がそのままばかりとはまらないことが多いという声を私も現場で多々聞くので、地域のほうで志した問題について支援をしていただいて、今回の改正法の趣旨が実現できるような形になればいいかなというふうに思っております。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ武藤議員の再質問にお答えします。

議員のほうからは、木更津駐屯地に配備予定の十七機のうち十六機が既に配備をされていると。そうした中で、オスプレイの安全性に関する米海軍司令の発言があったということで、最後の一機が留め置かれているのではないかと御発言がございました。

本日の昼頃、オスプレイの最後の一機、こちらにつきましては、岩国基地のほうから木更津駐屯地のほうに飛行したと、もう既に到着をしているという防衛省からの報告が県のほうにもあっております。

私からは以上でございます。

◎諸岡県民環境部長 登壇Ⅱ私からは、二点再質問にお答えをいたします。

まず、使用済み燃料の貯蔵ですけれども、六ヶ所の再処理工場がこのままできなかつたらずっと保管するんじゃないかといった御趣旨の御質問だったかと思えます。

まず、この再処理工場につきましては、諸外国におきまして、商業ベースで実施をした実績もございます。そういう中で、六ヶ所の再処理工場につきましては、東日本大震災が起こる前までにかなり建設等は進んでおりまして、試運転といったところまでいったところでございます。

その後、トラブルがあったり、あとは東日本大震災の後に規制基準が厳しくなって、その対応をするといったこともございました。その新規制基準への対応を現在審査されているということで、取組は進められているというふうに思っております。

この核燃料サイクルにつきましては、国と事業者が責任を持って進めていくべきものと考えております。引き続きそのことを求めていきたいというふうに思っております。

続きまして、駐屯地のアクセスについても再質問がございました。

駐屯地以外にも駐車場ですとか排水関連施設といった関連する施設があるのです、そういうものも全部含めて駐屯地があるから必要な施設であつて、そこは一緒にするべきだという話がございました。

この環境アセスメントにつきましては法にもございます。県の条例でもございます。いずれも同じ目的を持って定めているものでありまして、その中で複数の事業の一連性につきましては、事業の目的が同一であり、かつ構想及び決定の時期が同一か否かなどにより総合的に判断するものと考えております。

今回の駐屯地の例でまいりますと、駐屯地につきましては、我が国の安全保障の観点から陸上自衛隊オスプレイなどを駐屯地に配備すること、それから、排水関連施設につきましては、佐賀県有明海漁協からの要望を踏まえ、佐賀空港及び周辺地域全体の治水、排水対策を行うこと、こうしたことで目的が違ふところがございます。また、構想及び決定の時期につきましても、申し上げませんが、これも異なるということ、県としては合算する事業ではないというふうに判断をいたしましたところでございます。

以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ再質問にお答えをいたします。

初めに、体育館のほうも、これはお願いとおっしゃいましたけれども、子供たちの学習環境ということですので――体育館が暑い時期とか、熱中症対策、そういったところを気をつけながら、ソフト面でしっかり対応していきたいと考えております。

そして二点目が、非常勤の職員の割合が中高が多いというお話がございました。基本的には佐賀県、正規職員の採用を進めてきておりまして、全国平均と比べて、教員の定数に占める正規教員の割合は高い状況にございます。そして、中高につきましては専門教科がございまして、分かれるために、何か常勤が見つからないからということではなくて、非常勤講師ということで計画的に入れている部分もございます。そういう状況でございます。

今後とも、適切な採用計画、配置についてはしっかりと考えてまいります。たいと思います。

私からは以上でございます。

◎武藤明美君 登壇Ⅱ一点だけ再々質問を行います。

アメリカの下院での公聴会で問題になったオスプレイのことなんです。が、いまだに無制限で飛んでいるという状況ではないということははっきりしたわけで、今でもその状態だと思います。残っていた一機が岩国から木更津のほうに今日の昼飛んだということですから、それはそれとしても、先ほども言ったオスプレイの危険性が十分解決されたわけではないし、無制限に飛んでいいということではないので、やっぱりこの部分、しっかり問い合わせをしながら、理解しながら、このことに

は大きな注目をしていただきたいというふうに思っております。

オスプレイの危険性は、いろんなことをこれまでも問題にしてきましたけれども、そして実際に事故がたくさん起こっておりますけれども、オスプレイがもし佐賀に来て飛び交うとしても、やはりいろんなところに飛んでいくにしても、佐賀市内はもちろん学校も住宅地も、それから病院や官公庁や保育園、いろんな施設があるわけで、経済活動、社会活動している会社や工場、そういったものもあり、大事な農産物を作る農地もある。そういった状況で、どこに落ちるか分からないというような危険なオスプレイをこのままやっぱり佐賀に入れるということについては、多くの人がこれまでの事故などで心配しているし、それから米国の公聴会で発言されたような問題、そして明らかに事故報告書なども出されていらない中で、やっぱり安易にこのまま佐賀県で受け入れるということについては、私は納得できないし、多くの県民の方たちも納得できないのではないかと思いますので、それについて再度、知事の考えを、アメリカが言うからとか、日本が、自衛隊が大丈夫と言うからとかではなくて、いろんな状況をしっかりと知事が考えていただいて判断すべきことではないかと思えますので、御答弁お願いしたいと思います。

◎山口知事 登壇 武藤議員の再々質問にお答えします。

オスプレイの安全性についてお尋ねがございました。

米軍司令官の御指摘もありまして、無制限ではないという話がありました。非常に一つの大きなニュースでありましたので、早速、部からどういった状況なのかということについての照会もしております。これから、こういったことに関して一つ一つ丁寧に対応して、しっかりと説明責任を求めていき、我々として聞いたことについて、県民の皆様方はじめ、

我々がしっかり開いていくこと、公開していくことだというふうに思っております。一つ一つ丁寧に対応し、オスプレイの安全性についても常に追求していきたいと考えております。

◎藤木卓一郎君（拍手） 登壇 武藤議員においては、本日四番目の登壇ということになります。問いは五つあります。そのうちのひとつ、九州新幹線西九州ルートにつきましては、猪村利恵子議員が早朝、私と同趣旨の質問をされておりましたし、先ほどの武藤議員におかれましては、土地利用型農業の今後の展開等、私と本当に同趣旨の発言、質問をされておりました。角度を違つてなんていうことを言うことはできません、思いもあります。全く重複する質問になるかも分かりませんが、御拝聴賜りたいと思えます。

それでは、九州新幹線西九州ルートについて質問をさせていただきます。

ちょうど一月ほど前、ちょうど今時分だと思えますね、去る五月十九日、自由民主党の佐賀県連大会において、与党検討委員会の委員長である自由民主党の森山総務会長は、新幹線は全国から要望を受けていて、西九州ルートが後れを取ってはならない。現在も四国や北海道で活発な動きがあつて、東九州新幹線でもルートの検討が始まっているとして、そうした中で新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備する際の課題として、我々が不安に感じておりますルートの問題、佐賀県の財政負担の軽減の問題、在来線の利便性維持の三点を掲げられ、党としてリードできることはリードし、よそのルートにということでしょうか、遅れることなく対応したいと明確に述べられました。

また、与党検討委員会のさきの委員長である山本幸三氏からも、新幹

線の効果を最大限に地域振興につなげるためには、駅周辺の開発など、インフラ整備に努めたいとの文言があり、この方針を正式に引き継ぐとされた森山裕与党検討委員会委員長これらの発言は極めて重い。この問題をどうにか打開したいという強い意志を伝えられております。

くしくも今日、恐らくもう終了したんだと思うんですけども、十三時から九州ルートに関する与党検討委員会を開始され、今、恐らくぶら下がり会見の真つただ中なんだろうというふうに思います。

この与党検討委員会、十三時から始まったこの委員会の内容についても、当議会における猪村利恵子議員の質疑に対する知事の答弁は大きな影響を与えていると思うし、そのぶら下がり会見の後を受けた私の同趣旨の質問についても、質問に対する答弁についても、やはり与党検討委員会、国土交通省に対し、この問題に対する構えとして大きな影響を与えることは間違いがないことかと思っています。

そういう意味において、この問題をどうにか打開したいという強い意志を述べられている与党検討委員会の森山先生の強い意志、それらを踏まえて以下の点についてお伺いします。

一つは、新たな合意ということについてです。

山口知事は、長崎県とJR九州の地元三者トップによる意見交換において、新たな合意をつくるのは難しいという認識を示されました。

知事が考える佐賀県としての理想の合意点、難しいかもしれない。しかし、難しさのその先にある三者合意、知事が理想とする三者の合意点、これはどのようなものなのかということ、またその実現に向けての見通しというものについて、その見解を伺いたいと思います。

国を入れた四者協議についてですが、山口知事はこの問題について、

国がフリーゲージトレインを断念した経緯から、佐賀県から打開する立場にないと発言されています。本来、新幹線は地元からの申請主義という立場を取っていますので、本区間においてのみは、私も国に、この問題を主体的に打開する責任があると思います。断念したのは国だからであります。再開するその責任について、この事態を打開する責任というのは、基本的に国にあると言われれば、まさしくそうだと思います。しかし、与党検討委員会の森山委員長をはじめとして政府・与党は、現在の事態の解決を図りたいという強い姿勢を示してこられています。いろんな立場でこの問題に言及されて、四国新幹線、東九州新幹線、様々な運動の過程の中で、この長崎新幹線西九州ルート、この問題の解決に向けて尽力をしたい、打開をしていく決意と用意がある旨の発言があっております。

知事は、そうした森山委員長の思いに添えて、国も含めた四者協議に添じて、打開をしたいという、その国の思いに添えて、森山委員長の思いに添えて、国も含めた四者協議に添じて、その場で国の考えや思いに耳を傾けて、また本県県民の不安なり、不満なり、希望なりをしかと伝えるべきかと思いますが、知事の所見を改めてお伺いいたします。

県立大学についてであります。

令和五年十一月議会において、県立大学「具体化プログラム」を推進するための予算提案について、県議会は再議を通して予算案の可決をしたものの、大学設置を包括的に承認するものではないとし、知事に対し再議という異例の事態に至った経緯について強く反省を促し、幅広く議論を行うことを求めました。

私個人としても、県立大学については、今、具体化プログラムの過程

において様々な現象面が目の前を通っています。いろんな評価もあるだろうし、残念なところだってある、聞きたいこともいろいろある。そういった現象面が今ずっと目の前を通っているわけですけども、ほかの予算や事業を差し置いても県立の大学の設置が必要だという必要性の議論、それが今後ではなく今でなければならぬという緊急性の議論に説得力があるとは現段階では今なおまだ思えておりません。

正当な理由をもって熱心に県立大学の設置が必要だと訴える県民の皆さんにもほとんど出会えていませんし、もしおられれば、既にお会いして意見を拝聴しているということになっているはずであります。

そういう意味では、今後二百億円とも言われる莫大な予算の確保や、最低でも五十年以上にわたって数十万円規模で先細るであろうことが、目に見える県民の血税の負担、制度的に未来を拘束することになるこの施設設置に対し、議会をはじめ、県民の皆さんが大変不安に思うのは至極当然であります。

あつたらいいな、あつていいと思います、うちの市町に来るなら賛成ですとかではなくて、どうしても欲しい、本県にとつて是が非でも必要だという県民サイドからの切実な強い要請や、投資した金額が必ず生きるといふ確信が持てれば別ですが、県当局の意見ばかりが先行していて、今なおこの施策を現在の県民が本当に歓迎してくれるのかどうか、歓迎してくれているかどうか、くれるのかどうかという県民の塾度というべき点の立証も不十分だと僕は思います。やはり五千億円を超える予算規模、また三千五百人以上から成る県庁組織、この組織の頂点に立つ県知事という役職はまさに権力です。職務柄、私及び会派はその権力に対しイエスともノーとも言うべき権利を保持していますが、全県下の簡単

に知事の施策にノーとなかなか言えるものではありません。

ですから、県民の皆様は何となくイエスの中にある真意に思いをさせなければとより強く思うということです。そういう意味でも、私も議会は、最終的にはいかなる判断になるにせよ、その判断の確証を求めて、より慎重な議論を重ねる必要性を痛感いたしております。

今後、この県立大学の設置及びその議論をどのように進めていくのか、改めて質問させていただきます。

県立大学の開校時期についてですが、何度も伺いされている問題です。改めて私も問うてみたい。本県県立大学の開校をいつ予定しているのか、改めて政策部長にお伺いします。

過去の予算の承認における再議についてであります。

過去の重要案件の議会承認について、自衛隊の佐賀空港配備や玄海原子力発電所の再稼働の際には、県議会の賛成の決議を経て、それを受けて知事は決断されております。SAGAアリーナの建設費増高については、補正予算の承認をもって議会の了解を得た形となりました。

県立大学の設置につきましては、昨年度から特別委員会も設置されており、今年は私も委員長を務めさせていただいております。当然のことながら、どちらかに議論をリードするなんてことは当然なくて、公平公正に調査した上で、委員会としても議会の皆さんや県民の皆さんにその情報を提供できればと考えています。

改めて申し上げますが、巨額の投資を行う県立大学の施策については、事業を実施するかどうかを決めるまでは慎重に審議を重ねるべきだと思います。その慎重審議の結果、予算が承認されれば、それは建設に向けて新しいステージの議論になります。仮に提案された予算が否決された場

合、過去の反省なく、いま一度再議に及べば、その結論がどちらになるかを問わず、県議会はもとより、県民に対し大きな分断とダメージを招くことになる大変な危惧をいたしております。

山口知事は議会に対し包括的な承認を求めないと答弁されておりますが、開校の日程に目標がある以上、近い将来、大きな判断が求められます。今、有事ではなく平時であります。この平時において、この再議なる制度について、県立大学の設置を踏まえて、改めて知事の見解をお伺いしておきたいと思えます。

三番目、土地利用型農業の今後の展開についてであります。

全く武藤議員の質疑と変わらぬ内容になっていくわけですが、大変大きな問題私の思い等もあって、改めて問わせていただきますが、大変大きな問題だと私は思っています。

土地利用型農業の今後の展開について、山口知事は「佐賀牛[®]」をはじめとする畜産業の振興については言うまでもなく、園芸農業においては、県で育成した「いちごさん」や「にじゅうまる」などのブランド化、環境制御技術の普及による園芸作物の収量の向上などをはじめ、「さが園芸88運動」で成果を上げてこられました。

また、林業において、新品種「サガンスギ」の開発の成功は、佐賀県はもとより日本の林業の未来を変えるほどのすばらしい価値があると私は大いに期待をいたしております。

しかしながら、農業の中でも基盤的作物である米、麦、大豆などの土地利用型農業の状況を見ると、全く景色が変わってまいります。地球規模の気候変動によって、米では高温障害や稲の害虫のトビイロウンカの被害、麦や大豆では大雨による湿害や病害の影響で収量が激減する

ことが多くなっております。今年の麦も天候の不順で成長が抑制され、赤カビ病の発生等によって収量、品質ともに悪く、県内の麦作農家は本常に意気消沈しております。

さらに続いて言えば、平成三十年からの米政策の見直しにより需要に応じた生産販売を進めていくことでしたが、一向に販売価格は上がっており、二〇一九年、今から六年前ですか、五年前、二〇一九年を最後に一万五千円を割り込み続けています。米の直接支払交付金も廃止されましたし、麦や大豆においても頼みにしておいた畑作物の直接支払交付金、よく言うゲタ対策というやつですけど、この交付単価の改定によって令和五年産から交付額が減少するなど、米、麦、大豆から得られる所得は本当に減少し続けております。これでは土地利用型農業の後継者は育ちません。今まさに踏ん張っている中規模程度の農家を中心に、次々と廃業していく状態にあります。

先ほど数字でお示しいただいておりましたけれども、本県の基幹的農業従事者数が、農林業センサスですけれども、平成十二年度の三万六千八百三十九人から、平成二十二年年度には二万七千六百四十八人、令和二十二年年度には一万九千十五人と、十年ごとに三割ずつ、三〇%ずつ、三三%ずつというか、減少しております。このまま行けば、次の十年後となる令和十二年には一万三千人程度となるのではないかと予想されます。もちろんこの中には施設園芸や畜産を中心の農家も含まれますし、果樹農家も含まれています。

現在、本県には、米、大豆合わせて三万ヘクタールの農地、耕作地があるのですが、想定のとおり状況が続くと、令和二十二年の担い手一万三千人の農業者だけだからうじて今の佐賀平野の原型をとどめること

はできたとしても、今から十年後の令和十六年には恐らく農地の管理は疑いなく行き届くことがないと、そういう時代がもう目の前だと。耕作放棄地が増え、その農地は原野化し、セイタカアワダチソウの原野となるでしょうし、佐賀ならではの景観や農業を中心とした農村の文化が明確に失われる日もそう遠くない未来に違いありません。そうなれば、林業や果樹生産の衰退とともに、山間地や中山間地が荒れて、人が住まなくなりました。その結果、さらに荒廃が進んだ、同じ経過を佐賀平野の農村の集落もたどっていくと懸念されます。

これ以上は長く話せませんので、質問に移りますが、土地利用型農業の未来について知事に語っていただきたいんです。

米、麦、大豆の生産に関しては将来の展望が全く見えません。土地利用型農業の後継者が育っていない状況にあります。各農家が我が家の農業をどう守っていくのか、ひいては我が家の農業は集落の未来をどう担っていくのか、県議として、全体を俯瞰してこの佐賀平野をどのようにして守っていくのか。自らも農業に携わる者の視点として、国であれば、県であれば、何か抜本的な対策を打つにしても、もはやぎりぎりのところに追い込まれている気がしてなりません。

かつては「佐賀段階」、そしてかつては「新佐賀段階」、そしてかつては県営クリーク防災事業、園芸については「さが園芸888運動」、いろんなメッセージ性の中で佐賀県の農業を構築したこの佐賀県であります。今本当にピンチになって、もうこれ以上後ろには下がれないところまで追い込まれている土地利用型農業の未来、土地利用型農業を担う多くの農業者たちに対して、私は知事から大きなメッセージをいただきたいというふうに思うんです。その御所見をお伺いしたいと思います。

ます。

土地利用型農業復活の対応についてであります。

米、麦、大豆生産の復活には、徹底した省力化と担い手の育成が不可欠であります。具体的には、武藤議員もお話しいただいておりますけれども、省力化において、ドローンや自動運転、直進アシストを有する農業機械などのスマート農業の導入であるとか、担い手の育成においては、二十ヘクタール以上の圃場を有する、二十ヘクタール以上なのか、三十ヘクタール以上なのか、そこは詳細には分かりませんが、三万ヘクタールを一人ほどで完璧な形でこの景観を維持しようというんだから、それが正解なのか私には分かりませんが、例えば、二十ヘクタール以上の圃場を有する責任ある中核農業者を育成する、そして、これを支える中小規模の農家、この人たちの存在が、兼業農家が至って大切なんですよ。この小規模農地を利用する兼業農家の育成、農地の大区画化等、様々な施策が必要と考えますが、どのように対応していくおつもりなのか、農林水産部長にその御所見をお伺いしたいと思います。

四番目も五番目も両方とも福祉の世界ですが、規模こそ小さいとはいえ、大変深刻な問題でもございます。一般質問で取り上げさせていただくことにいたしました。

昨年の同時期に質問したんですかね、強度行動障害についてであります。

自分の体を傷つける、他人をたたき、物を壊す、長時間動き回る、食べられないものを口に入れるなどの強度行動障害と呼ばれる状態は、重度の知的障がいと自閉スペクトラム症などの発達特性を併せ持つ方に多く現れると言われております。

言葉が通じない、暴れ回っていらつしやる、これは本人の健康や本人及び周囲の人の暮らしに多大な影響を及ぼす行動が高い頻度で起こるために、社会的に特別な配慮や支援が継続的に必要な方々がいます。

僕も体験的に強度行動障害状態にある子供と親御さんたちと一時間半にわたって意見交換をするという機会に恵まれました。その間、その子供はずっと自分の頭をたたき続けます。もちろんヘッドギアをつけているので、脳に損傷があるということではないのかもしれない。だけど、ずっと頭をたたき続けています。言葉は分かりませんが、何と云ってもどうしようもありません。そのような状態にある人たちが佐賀県には幾らもいるという現実であります。

私はたまさかそういうような機会を得て、自ら進んでその道に入って、いろんな方たちと体験的に理解することも多くあるんですけれども、そういった御家庭は毎日毎日毎日がその症状との格闘で、社会に救済を求めること自体ができない。行政的にも潜在化されて、本当に疲れ果てた人々であります。顕在化しないんですね、社会化しないんだから、ずっとうちの中で、施設の中での格闘ですから、文字化されないし、言葉にならない。だから、私たちは、社会側がその救済の必要性を認識することができない。

繰り返しになりますが、こうした対応が極めて難しい行動を示す人々の家族や支援者の精神的、身体的負担ははるかに受忍の限度を超えるものと推察されるがゆえに、本県としても福祉や教育、医療など関係機関による支援体制のしつかりとした構築を図ることは、僕は目下の障害福祉行政上の最優先の課題と言っても過言ではないと考えています。

そうした中、日本が誇る精神科医療の拠点施設である肥前精神医療セ

ンターの統括診療部長である會田千重医師をキャップに県が昨年度から実施している強度行動障害支援者フォローアップ研修、アドバイザー派遣事業は、福祉、教育、医療の関係者が連携した他県に類例を見ないすばらしい取組だと高い評価をいただいております、さらなる拡充が期待されているところでございます。ようやく社会化してまいりました。

その一方で、強度行動障害が起こる方々の中でも特に厳しい状態にある障害者を受け入れる施設の数をみると、受け入れる技術を持つ職員の数も極めて少ないこともあり、施設を利用できただけでもありがたい、どの施設が適しているかなどと選択するということが、極めて厳しい状況にあります。

強度行動障害の状態が起こる方々やその家族への支援の拡充に当たっては、三点あると思っています。一つは、そうした方々の正確な人数や生活実態を把握するということです。何人いるんですかという話、どんな状態なんですかということ。二つ目は、そうした方々に適切な支援ができる人材を必要分育成し、供給することです。三つ目は、そうした方々を受け入れる施設を選択可能な数に増やしていくことだと思います。これらを計画的に取り組んでいくこそが本県の障害福祉行政のあるべき姿だと考えた上で、次の点について伺います。

一つは、強度行動障害支援者フォローアップ研修の拡充についてであります。

強度行動障害支援者フォローアップ研修、アドバイザー派遣に関する経費は、令和五年度予算額二百七十九万九千円に対して令和六年度予算額三百一十一千円と今年度は二十一万二千円の増でした。

福祉、教育、医療の関係者が一堂に会して取り組むこのフォローアップ

プ研修は、他分野との認識の違いなどの理解を深めたり、足らざる理解を埋め合わせたり、連携強化にもつながる貴重な機会です。しかしながら、研修の講師やアドバイザーを務める施設職員においては、もともと施設内におけるマンパワーが不足しているんですから、派遣元施設での業務への影響等も大変苦慮しながら対応されているケースが目立っています。もともとマンパワーが足りないんだから、講師として行けば、その分の穴を誰かが埋めなければならぬ大変な状況なのに。学びに行きたいし、学びに行った場合は、学んだ側の施設もマンパワーが足りないんだから、誰かがこれを埋め合わせなければならぬ。みんな大変苦慮しながら、後ろ髪を引かれるような思いで、影響等にも大変苦慮しながら対応されているケースが目立っています。

業界全体のスキルアップにはぜひ貢献したい、職員にはその技術をぜひ身につけさせたい。けれども、施設内の慢性的な人手不足で職場を離れさせられない施設側のジレンマがそこにあるわけでございます。それでも、この研修は断固として立派に実施され続けています。しかしながら、県政を俯瞰する立場の私から見ると、これでは派遣施設の善意に頼り過ぎていと言わざるを得ません。マンパワーがその折に不足することは致し方ないとしても、派遣料も少額でございますし、事業の意義や効果、目的に照らしても予算規模が小さ過ぎる。二百八十万円が三百一十万円ですから、せめてこの講師派遣料くらいはしっかりとした配慮をするべきかと思えます。

改めて、フォローアップ研修のさらなる拡充に向け、どのように取り組んでいくのか、健康福祉部長にお伺いします。

強度行動障害の状態が起こる方や、その家族への支援の拡充について

であります。

支援の拡充を図っていくためには、そもそも本県における強度行動障害の状態が起こる方の数や生活実態を正確に把握した上で、必要な支援人材の育成、供給、受け入れ可能な施設の増を計画的に進めていく必要があると考えますが、その点についても、改めて健康福祉部長にお伺いいたします。

最後になります。県立特別支援学校における医療的ケアについてであります。

過去、特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒のケアというのは、経管栄養、胃ろうというんですかね、経管から食料というか、流動食を供給するということが、詰まったたんの吸引、酸素療法とか気管切開の管理、人工呼吸器の管理など多岐にわたるものの、重度から軽度に至る様々な障害を持つその保護者さんたちは、かつての話ですけれども、いつ呼ばれるか分からないそのケアのために、小学部に入学して高等部を卒業するまでの九年間、一日中、校舎に備え付けてある玄関側のパイプ椅子に座って、暑い夏も寒い冬も待機を強いられ続けるという、そんな時代が長くありました。

そこで、二十年ほど前、佐賀県と佐賀県議会は受忍の限度を超えるこれらの状態にある本県県民のありように深く憂慮し、何とかこれを救済しようと医療的ケアに対応できる看護師を配置する制度をつくって、全国に先駆けてこれを実施し、事態の解決が図られました。そして、これが全国に広がったことにより、本県だけではなく、この問題に関わる多くの国民の救済につながったことは知る人ぞ知る事実であり、本県障害福祉教育の金字塔であると思っております。

またそれから、当時は金立養護学校と申しましたが、このことを契機に養護学校の垣根を越えた保護者たちの連帯とその真摯な主張は、本県の障害福祉行政にとどまらず、国の障害福祉行政にも多大な影響をもたらすことになり、その恩恵は長きにわたって全国に広く深く浸透していると言っても過言ではありません。その原点が養護学校の看護師による医療的ケアの実施ということにあるわけでございます。

そこで、あれから二十年の月日がたつて、改めて佐賀県医療的ケア児者家族会が、県内特別支援学校における医療的ケアに関する実態調査を実施しましたところ、驚くべき調査結果が出てまいりました。その報告書を頂きました。法的にも条例上も定数というものはないんですけれども、私どもが必要と認めた員数である十六人に対して、長期にわたって看護師の欠員は補充できず、現在は十一人体制で実施しているというところであります。正規運用数に対して三二%も減れば、同制度に大きな影響を与えるのは必至であります。

当然のこととして、学校側からの保護者ケアの要請に対し、そのことが原因で児童側が学校を休むということも常態化しており、看護師が医療的ケアを行う日と決まっていますが、学校側からの付き添いの依頼を受けた保護者は半数以上にも上るといふ実態がそこにあります。現在では、保護者の負担ありき、保護者ケア前提の医療的ケアになっているという報告でございました。

このことは全くもってゆゆしき事態なのですから、教育長から我々に対し詳細な報告は与えられるべきところでございます。その責任の所在を明らかにした上で制度の趣旨を考えれば、何よりも可及的速やかに看護師不足を解消し、医療的ケアサービスの従前たる実施、そして、保護

者ケアを前提にせずとも児童が登校できる環境の確保がなされなければなりません。看護師へのケア移行完了に長大な時間がかかっているということも保護者の負担が増しているという大きな要因であるということも言い添えて、保護者ケアがあつて医療的ケアがある。看護師さんにごうぞと言ったら、分かりましたといって、じゃすぐに移行するかと、そんな簡単な話ではない。しかし、だからといって、二カ月も三カ月も半年もかけていい話でもない。看護師へのケア移行完了に長大な時間がかかっていることも保護者の負担が増しているという大きな要因であるということも改めて言い添えて、県立特別支援学校における医療的ケアサービスの復元のために看護師不足を速やかに解消すべきと考えますが、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

以上、五問でございます。簡潔な答弁のほどよろしくお願いいたします。一回目の質問を終わります。(拍手)

◎副議長(西久保弘克君) 暫時休憩します。

午後二時五十九分 休憩

◎議長（大場芳博君） これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

藤木卓一郎君の質問に対する答弁から開始いたします。

◎山口知事 登壇Ⅱ藤木卓一郎議員の御質問にお答えします。

まず、九州新幹線西九州ルートについてお答えします。

西九州ルートは、平成四年に、新鳥栖―武雄温泉間は在来線を使う、武雄温泉―長崎間は新線を整備するということで合意してスタートしました。その後、県を二分するような激しい議論があつて、そして、鹿島、太良など長崎本線沿線地域の大変つらい思いの上に令和四年九月に開業を迎えました。仮に新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備する場合は、佐賀県には追加で莫大な建設費負担と在来線の利便性低下などの問題が発生します。追加で莫大な建設費負担と申し上げたのは、もう既に武雄より先のフル規格の整備で佐賀県は二百億円の負担をしております。この二百億円というのは県大整備をする場合のマックスとして示している額と同じであります。それに加えてさらに追加で千四百億円以上の負担という意味で莫大と申しております。新鳥栖―武雄温泉間について新たな組み立てをするのは非常に難しいと考えています。

フリーゲージトレインは国が開発を断念いたしました。武雄温泉から長崎までのいわゆる新線は合意のとおり完成し、時間短縮効果や新駅の設置、駅周辺のまちづくりなど、期待されていた効果はほぼ得られております。そして、現在の新鳥栖―武雄温泉間の鉄道環境は悪くありません。むしろよいと思っております。現在の状況を招いたのは地元で合意していたフリーゲージトレインを断念した国の責任であります。

そうした中でも国からの求めに応じて「幅広い協議」などを行ってまいりましたけれども、国は同じ考えを一方的に繰り返すだけで何ら新たな提案はしてきておりません。これでは協議にはなりません。また、合意とは異なるフル規格を求める長崎県などからも新たな提案はないわけであります。このような状況から、新鳥栖―武雄温泉間について新たな合意というものは見通せる状況になっておりません。

続きまして、国を入れた四者協議についてお尋ねがございました。

議員からは、フリーゲージトレインを断念した国が、この問題を主体的に打開する責任があるとの認識が示されました。これは国がその責任は自らにあると認めております。おっしゃるとおりです。そうであれば、ぜひ議員から国に対して言っていたいただきたいと思えます。佐賀県は合意したものは守るという姿勢で真摯に取り組み続けています。

鉄道局から新たな提案がない中、原点に立ち戻って地元で新たな合意形成が図られないかと考えるのが本来の議論の在り方であります。国を入れた四者で協議するのは筋が違います。そして、国に対しては私の考えは様々な機会である申し続けておりました。国が佐賀県と話をしたいということであれば、自ら設定した「幅広い協議」で議論すればよいと考えております。

続きまして、県立大学について予算の承認における再議について改めて見解を求められました。

予算案は、政策を進めたいと考えて必要な経費をその都度議会に提案するものです。そして、議会において議論いただくものと考えております。県立大学設置についても令和五年二月からさきの二月議会までの一年間で七十二人の皆さんが質疑を行って議論が行われております。様々

なそうした議論の結果、議会においては議員お一人お一人が判断して賛否を表明されるものと認識しています。地方自治の制度は首長と議会がそれぞれ県民から選挙で選ばれる二元代表制であります。そして、その役割は違っていて、首長には、県でいえば知事には予算の提案権があるわけです。そして、県議会には、議決権が付与されております。互いに首長も議会の皆さん方も県民から選ばれているからこそ、それぞれの判断を互いに尊重すべきであろうと思います。ですので、議会が首長の提案を否決することも謙抑的であるべきだと思いますし、同様に、首長が再議に付すことも謙抑的であったほうがよいと私は申し上げております。これからも議論や審議やその内容、議論の状況などによって、何をすることが、佐賀県、そして、佐賀県民にとって最善なのかを判断してまいりたいと考えています。

続きまして、土地利用型農業の未来、思いについてお答えします。

かつての「佐賀段階」、そして「新佐賀段階」など、佐賀県の農業は米の取れる量を少しでも増やそうと全力を尽くして単収当たり日本一になるなど、生産性の高い土地利用型農業を展開してまいりました。これは先人の大きな成果であって、カロリーベースの自給率が西日本一になっているのもそういった皆さん方のおかげだと思っております。

この精神は今も受け継がれ、米、麦、大豆などを組み合わせた水田フル活用によりまして、耕作利用率、二条大麦の生産量は日本一を連続しておりますなど、本県の土地利用型農業は日本の食料自給率に大きく貢献しているわけでございます。

現在、この土地利用型農業においては、消費者や販売加工業者などのニーズに応じたものを生産し、その価値を高めていくことが必要だと思

います。量だけが求められる時代ではなくて、少しでも質のいいものという時代であります。

米については、食味ランキングで「さがびより」が十四年連続、「夢しずく」が三年ぶりに令和五年度に特Aを獲得しました。麦については、パン用の小麦「はる風ふわり」ですとか、ビール原料でありますサチホゴールデン、大豆は豆腐加工適性の高いフクユタカなど、実需と結びついた生産が行われてきて、様々な加工業界などとも連携したような生産者が多く現れるようになりました。

こうした銘柄を中心に佐賀で作られました米の評価が一層高まりますよう、また、需要に応じた麦や大豆が作付されますように、生産対策や販売対策にしっかり取り組んでいきたいと思えます。

そして、本県の土地利用型農業が、今後とも持続的に発展していくため、先人が行ってきたように、その時代時代の状況を見極めてアップデートを図っていくことも大切だと思います。

農業は佐賀県の誇り、大きな財産であります。守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めていきたいと思えます。佐賀農業の未来を切り開く稼ぐ農業、つながる農業の実現に向けて、高い収益性が期待される園芸農業へも挑戦しつつ、これまで先人が築いてこられた土地利用型農業が将来にわたって継続できるよう、大切に守り育てていきたいと考えています。

◎平尾政策部長 登壇 Ⅱ 私からは、県立大学についての質問のうち、県立大学の開校時期についてお答えをいたします。

藤木議員からは、県立大学の開校はいつを予定しているのかという質問でございました。

県立大学の開校時期につきましては、令和十年四月以降の開校を予定しております。

私からは以上でございます。

◎井上健康福祉部長 登壇Ⅱ私には、強度行動障害について二問問いをいただきました。

まず、フォローアップ研修のさらなる拡充についてでございます。

強度行動障害の状態が起きる方やその御家族が多くの困難を抱えられていること、また支援の現場では対応に苦慮されている声もあるなど、当事者や支援の方々の御苦労は多大なものでございます。

こうした中、県では、福祉、教育、医療の関係者で構成いたします強度行動障害支援部会を令和四年度に設置し、支援者のサポートや育成に関する検討を行い、従来の研修に加えまして、現場で中核的な役割を担う支援者を育成するため、強度行動障害支援者フォローアップ研修を令和五年度にスタートしております。

このフォローアップ研修は、特に難しい状態が起きる人の支援を行っている方々を対象に、実際の事例を通して支援方法を一緒に検討したり、専門的な知見を有するアドバイザーが施設や学校に出向きまして、現場の状況を確認しながら助言を行うなど、実践的な内容となっております。研修の拡充、また見直しについては、研修の参加者の意見を聞きますとともに、当事者や現場のニーズも踏まえながら、この支援部会で検討、検証し進めていきたいと考えております。

また、研修を継続的に行っていくためには、講師やアドバイザーを確保していただく施設や医療機関の職員の協力はもとより、派遣元の機関の理解や協力も必要であり、研修の運営方法などについても検討を行って

いきたいと考えております。

次に、支援の拡充についてであります。

実態の把握を行った上で、計画的に進めていく必要があるんじゃないかということでございます。

強度行動障害の状態が起きる人の状態を把握した上で、必要な支援人材を育成していくことは重要と考えております。

県におきましては、令和三年度に調査を行ったところでございます。この調査では、県内で強度行動障害の状態が起きる方は約九百名いることが分かっております。このうち、特に厳しい状態、頻度が高いとか、厳しい状態が起きる方はそのうちの二割程度でございました。

今後とも、強度行動障害支援部会での御意見とか現場の御意見などを伺いながら、施策や事業の実施に当たりまして、必要に応じて調査等を行っていききたいと考えております。

また、特に厳しい状態にある方たちを受け入れ可能な施設が少ないといった声につきましては、当事者の御家族、また支援関係者からも私どもも聞いております。

受け入れ可能な施設が少ない要因の一つとしては、適切な支援ができる支援者の方の不足があるということがございます。県が行っております県のフォローアップ研修をはじめとしまして、国の中核的人材養成研修など、様々な機会を活用いたしまして、県内の支援者を育成して、受け入れ可能な事業所の増加につなげていきたい、そういうふうにご考えております。また、今後の研修の在り方などにつきましては、強度行動障害支援部会にも意見をお伺いしながら検討をしていきたいと考えております。

引き続き、当事者の方々の思いに寄り添いながら、強度行動障害支援部会をはじめとしまして、福祉、教育、医療、行政など、関係者が連携して強度行動障害の状態が起きる人やその家族、そして支援者の方々の支援にしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎島内農林水産部長 登壇Ⅱ私からは、土地利用型農業復活の対応についてお答えいたします。

担い手の減少が進む中においては、土地利用型農業における農作業の省力化と担い手の育成を進めていくことが必要でございます。そのため、省力化につきましては、育苗や田植えなどの作業がなくなる直まきですとか、ドローンや直進アシストを利用した田植え機などのスマート技術などの導入を進めるとともに、農作業の効率化につながる、分散している農地の集約化や農地の大区画化などを推進してまいります。

また、土地利用型農業の中心的な担い手となる個別大規模農家を育成するため、中核農家への農地の集積を進めるとともに、主食用米と需要のある麦や大豆、あるいは収益性の高い露地野菜などを適切に組み合わせせた稼ぐ土地利用型農業を推進してまいります。

また、小規模農家が参加する集落営農組織については、農業機械の共同利用や作付の団地化ですとか、トラクターに自動操舵システムの導入などを進め、持続可能な組織に発展できるように育成してまいります。

さらには、生育期間の高温など、近年の気象条件の中においても安定生産を可能とする新品種の導入や栽培技術の開発、普及などにも取り組んでまいります。

こうした取組によりまして、将来にわたって本県の土地利用型農業が

継続的に維持発展していけるよう、引き続き市町やJAなどの関係機関などと一体となりまして、土地利用型農業の振興を図ってまいります。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、県立特別支援学校における医療的ケアについてお答えをいたします。

議員からお話がありましたように、本県では児童生徒の学習機会の確保のため、平成十五年度から特別支援学校に看護師を配置し、児童生徒への医療的ケアを実施しております。

現在、全国で実施されているわけですが、本県の特徴として、医療的ケアを必要とする児童生徒が訪問教育ではなく、学校に通学して教育を受けている割合が高く、また通学する児童生徒に対する看護師の配置数も多い状況がございます。

御指摘がありました、保護者から看護師へ、ケアの引き継ぎに二カ月以上の時間を要しているケースがあることにつきましては、従来から児童生徒ごとに異なる医療的ケアを安定的に提供できるよう、全ての看護師がそれぞれの保護者の方から手技を学び、習熟してから移行するという仕組みを採用していることも一因かと考えます。

このような状況を踏まえまして、今年度、新たに医療的ケアアドバイザー、看護師の方を配置しまして、学校現場の状況を見て分析を行っているところでございます。今後、運用面の工夫について、学校や保護者の方々と話し合っていきたいと考えております。

また、看護師の配置につきましては、年々採用を増やして対応してきておりまして、令和三年度二十四人体制であったところ、令和六年度は三十五人、来月七月からは三十六人体制で医療的ケアを実施することと

しておりますけれども、きめ細かな医療的ケアを安定的に提供していくため、今年度、看護師をあと四人採用したいというふうに考えております。

学校の現場では、看護師の皆さんが児童生徒一人一人に、本当に親身に丁寧ケアに当たっていただいているというふうに感じます。現状としまして、一つの学校でケアの引き継ぎのための付き添い以外に、保護者の方に付き添いをお願いしている状況が生じていること、保護者さんが付き添いできない場合に児童生徒が学校を休まざるを得ない状況が生じていることについては厳しく認識しております。

様々な工夫をしながら、ケアの引き継ぎのための付き添いなど真にやむを得ないもの以外の付き添いを解消していきたいと考えております。

看護師の確保に向けて、これまでの求人活動に加え、特別支援学校における看護師の勤務環境の魅力も伝えていきたいと考えております。具体的には、夜勤がないこと、学校行事がある場合を除き、土日祝日は休業日であること、医療的ケアを必要とする児童生徒との日常的な触れ合いを通して子供の成長を実感し、感動できるといった点を知っていただいて、特別支援学校で働きたいという看護師の方に来ていただけるよう周知に努めてまいります。

今回、佐賀県医療的ケア児者家族会におけるアンケート結果を私も拝見いたしました。日々懸命にケアをなさっている中、貴重なお時間を使って回答され、取りまとめをされたアンケートだというふうに思っております。保護者が学校に付き添うため、兄弟児の通院を延期したりですとか、授業参観に行けなかったり、就労に不安を感じておられたりといった御家族の切実な思いを受け止めました。運用面の工夫ですとか看

護師の確保にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎藤木卓一郎君 登壇Ⅱそれでは、二、三再質問をさせていただきますが、九州新幹線西九州ルートについてということでございます。

私はこの席を通じて、この議会議壇上から知事に対し、長崎県の知事、またはJR九州の社長とふだん使いで会うのではなくて、新幹線のことをテーマにお会いになって協議されてみたらいかかかというのを再三にわたって質問してございましたけれども、なかなかそれが実現はされませんでした。しかし、今回ようやく三者会談と言われるものが新幹線を通じて実施されたことを大変うれしく、ありがたく思っています。

しかし、その三者会談をする目的ということであります。合意は得られなかったということなんだけれども、どのような合意を目指して三者は会談されたのか、知事側のその構え、理想とは何かというようなことについてお伺いしたのですが、その問いに対する答えが得られませんでしたので、その点について改めてお伺いしたいと思います。

与党検討委員会の森山委員長さんの話をさせていただいておりましたけれども、幅広の協議は、国土交通省鉄道局を中心とした世界と佐賀県地域交流部の部長以下職員さんたちとの幅広い議論の場であります。しかし、実際その新幹線整備ということについてのみ言えば、河川の改修、道路の建設等と違って、事、新幹線に関して言えば、国土交通省が完全にグリップしている事業ではないということは皆さん御承知のはずでありまして、政治家として与党検討委員会の皆さんたちの意向を受けて、鉄道局が地域交流部と幅広の議論を行っている。だから、そういう意味からすると、鉄道局には判断の幅があまりに小さいんだらうというふう

に私は思っています。

そういう中であって、その本丸たる与党検討委員会の委員長自身がこの問題の事態に向けて解決を図っていききたい、そのテーマ設定もされています。知事が言う千四百億円という数字が、具体的には正確にどうか分かりませんが、その財政負担の軽減について、ルートについても新佐賀駅の設置等について言及される議会も長くありましたけれども、そういったルートの問題についても、そして、知事がよくお話しされている今の鉄道環境、在来線の利便性はよいと、そのよいという利便性を壊す可能性があるという意味においては、在来線の利便性の確保等について、こういうテーマ設定の上で四者協議を呼びかけられているという状況の中で、事態の解決を図ろうとする与党・政府というべきですか、これに対して、今、知事がお話をされていることそのものをぶつけてみられたらどうだろうか。県民自体もそうでしょうし、県民を代表する我々もそうですが、一回の協議で何かが動く、何かが解決するということを期待しているわけではありません。長崎県の知事と新幹線のことについて、JR九州と新幹線のことについて、三者で何かしらの合意を求めて会った事実そのものが大変意義のあること、価値のあることだと、その継続の過程で何かしら得られる。

しかし、そういう人々の中で、これは改めて四者で話し合ってみたら、さらなる創意、さらなる工夫、さらなる知恵が事態解決への道筋かもとというテーマ、これに添えて四者協議について言及されているということであれば、我々も県民を代表してきちんとその所信を表明するという意味においても、一度会合に出られてみたらいかかということについて、その必要性について改めて質問します。

先ほど私が質問している過程、一時から与党検討委員会が開始され、十四時には終了した由、速報も入っております。個別具体的にその検討委員会において、佐賀、長崎県に対し、そして、佐賀市も踏まえてということでしょうか、沿線自治体にもこのことについてどう考えますかというヒアリングを行う由、速報で入っております。これに対して佐賀県はどのような姿勢で応えられるのかということについて、改めてお伺いしたいと思います。

この点について最後なんです、僕らが心配していることは、こうもこだわっているのかな、この答弁をずっと繰り返されているということなんですけれども、聞く耳というか、話し合ってみる、聞いてみるという信頼の基盤となっている国とのコミュニケーションを、半ば国交省の幅広な協議ということは、もちろんそれはそうです、知事のおっしゃるとおりなんです。ただ、その上にある与党検討委員会の皆さんたちが、いかがでしょうか、お話をしませんかという話があった際にこれに応えないということについて、国交省自体もそうなんですけれども、我々政策提案等いろいろなことについて、政府に対し、与党に対し、提案活動もしているし、本質は陳情です、要望です。そういったことに対して、県民全体に対してネガティブな影響があるんじゃないかなろうかと、影響が出てくるのではないかとという心配が根っこのところにはやっぱりあります。そういうことをひっくるめて、今のいうか、今までの答弁に対する国への影響等について、知事はどのように評価、判断されているのかということについてお伺いしたいと思います。

もうこれで質問は最後にいたしますね。

先ほどの教育長の答弁の中で、医療的ケアに対して、金立養護は十六

人に対して欠員が五人発生しているのかな、だけど、全体として三十六人だという話がありました。その核心部分は何でこうかというところ、会計年度任用職員というか、正規職員ではないという形で雇用されている現状があるようでございます。非常に職員の待遇が確固としたものがないというようなことから、結果的に入るのも、思い入れいっぱいに入られるけれども、期待に応えられない職場環境が退職を招いているというようなこともあるかと思えます。そういう意味では、しっかり判断した上で正規職員の採用というような看護師さん自身の待遇改善に向けて重ねて、そういう視点というか、そういう思いでもって採用活動に一生懸命になっていただきたいと、その所見をお伺いします。

最後になりますが、農業の話です。

ドローンの話、コスト削減についての話をしました。影響はもっと大きなところがありまして、県道であるとか、国道であるとか、私たちの佐賀平野にわたるクリーク網であるとか、河川であるとか、全ては農地に附属する一般道、農道及び河川等の伐採等について、それは田頭の人、直接自らが管理する田に隣接するエリアについても全部農業者がこれを管理すると。県道に至っては、本来四回の伐採に対して一回しか伐採しない。つまり、三回は自らの田の畦畔ではなく、自らの田の中にある除草ではなく、県道の除草、市道の除草、国道の除草、水路の除草等に奔走している姿、それが二十ヘクタール、三十ヘクタールなんてことになったときに、これを一般個別農家が引き受けることができるのかというところから大きなコストになって営農意欲を低減させているという結果にもなっています。この問題をどうするかということもあります。これは農業土木の積算を受けている農林部長だけでは対応すること、判断

することはできないことでございます。しかし、関係当局集まって……
◎議長（大場芳博君） 藤木卓一郎君に申し上げます。質問時間が少なくなっておりますので、質問は簡潔にお願いします。

◎藤木卓一郎君 登壇Ⅱはい。ということ、このコスト削減に向けて、ボランティアでやっているコスト負担に対する低減策等についてもしっかりと議論して、農業者に対してメッセージを与えてやっていただきたいと心から願って、私の質問に代えます。そのことについては、答えられる方に答えていただきたいと思います。

以上、終わります。

◎山口知事 登壇Ⅱ藤木議員の再質問にお答えします。

九州新幹線西九州ルートについてのお尋ねでございました。

まず、三者協議です。長崎県の大石知事、そして、JR九州の古宮社長と協議をさせていただきました。二時間程度だったと思いますけれども、私のほうからこれまでの経緯、国との協議の状況などについて、改めて説明をさせていただきました。そして、様々な議論をさせていただきました。長崎県さんはこれまで実負担で約六百億円払っていただいている、我々の二百億円とセットで新線ができていくわけですけれども、新たな負担は考えていないというお話がありました。そして、貸付料のスキームがあるわけですけれども、JR九州の古宮社長は、先のこととは分らないというお話でした。ということ、財源の問題だけを取ってみても、何か糸口というか、何かが出るような雰囲気ではなかった。なかなか先ほど理想と言われましたけど、その先が見えてこない、見通しが立たないという状況だと思えました。

ただ、これから三者でこうやって話すこと自体は、新幹線だけの話

じやなかったもんですから、いろいろこれから、少なくとも足元でこの地域を盛り上げていこうとか、有意義な話もできましたので、これは続けていこうということで合意をさせていただきました。

そして、国が入ることに關してなんですけれども、例えば、平成二十八年に六者合意というのがあって、このときには、与党検討委員会だったり国だったりも入って合意をしているわけです。これはどういう合意だったかというところ、みんながフリーゲージでやるということを決めていて、だから当然、国もフリーゲージできるといふもんだから一緒に入っていて、ただそれを、時間ももう少しかかるから延期させてくれということと、それまでの間は乗り換え方式でという合意を六者でしたということなので、国も入っていたということだと思います。

そして、改めてこの与党PT検討委員会について申し上げますと、もともと佐賀県は長崎県とかJR九州と一緒にフリーゲージで、いわゆるノミネートをした、手を挙げたわけです。ほかに、ノミネートをしていた北陸だとか北海道さんもおられましたので、そこでできるだけ予算欲しいなということで、我々も、いわゆる当事者として、国に対してやっていたわけです。いわゆる調整に乗り出して、少しでも予算を獲得したいということも私もやっております。そういったものを調整するのが与党のPTだという認識であったわけです。でありますので、私からすると、フリーゲージトレインができなくなったということで、そのノミネートがなくなった、私がよく手を挙げていないと申し上げておりますけれども、その地元で手を挙げたノミネート集団が一旦なくなったわけだから、その調整機関に我々が行ってということには違和感を持っていたんです。ただ、呼ばれたら我々の考え方を説明するというこ

とは、それは真摯な態度として必要だと思っていたので、対応をずっと今に至っております。

そのノミネートしていない中ですけれども、国のほうから、それはそれとしての協議をしようじゃないかと、これはもうフルと決めたわけではない、もっといろんな広い局面で協議をしようとして始まったのが「幅広い協議」であります。そして、私も、これは議会の皆さん方からも、様々な皆さんと話をしたほうがいいという、これはそれをそのまま受け止めて、森山委員長もそうですし、与党の様々な皆さん方と意見交換をしておりますし、私も様々な場で佐賀県の立場というものをずっと今まで主張してきたという経緯があります。

ですので、そしてその主張は、やはり負担や在来線だったり、ルートだったり、それを一つ一つ議論をすることではなくて、トータルパッケージでありますので、そこがセットでないと私は県民の皆さん方に提示することができないという話もさせていただいております。

そしてさらに、与党検討委員会のPTが今日行われたということありますけれども、これについては私も内容が分かっているというので、その内容、趣旨なども聞かせていただいて、その状況に応じて対応させていただきますと思います。

最後になりますけれども、別途政府と様々ないろんな対応でお願いしている立場じゃないかといったお話がありました。私はしっかりと対応していただいていると思っております。国交省のみならず、経産省や厚労省、財務省など、様々な皆さん方と親しく議論させていただいて、今のところ、特に課題を抱えているような話はありません。もちろん官僚の皆さん方も、そして、政治家の皆さん方も矜持がありますから、そうでない

ところで何か意地悪をしてやろうなんてことがもし顕著に見られたら、私の性格ですから発表させていただきます。そういうことは今のところございませんので、そういったことではなくて、佐賀県として真摯にこれからも国のことを考えながら主張していきたい、そして、協議をしていきたいと考えております。

◎島内農林水産部長 登壇Ⅱ藤木議員の再質問にお答えいたします。

農業の担い手が減少する中において、地域の道路ですとか、河川、あるいはクリーク、農地、周りの草刈りなどに手が回らないというふうな御質問だったかと思いますが、まず、道路や河川といったものにつきましては、それぞれの管理者の中で御対応いただければというふうに思っています。また、農村地域のクリークですとか農道につきましては、多面的機能支払交付金などもございますので、地域の中の話し合いの中で、よりよい方法を御選択いただければというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ再質問にお答えします。

私には、看護師の採用活動への考えというところで、正規職員というお話もございました。

勤務形態、一日の勤務時間ですとか長期の休みがあることなどもあって、現状、会計年度任用職員でお願いをしているところがございます。特別支援学校の子供たちのためにという思いで看護師さんが来てくださっています。例えば、お一人の方の勤務時間をもうちょっと工夫ができませんかですとか、そういったことも含めまして、働いていらっしゃる運用面での工夫とか改善とか、そういったところから検討してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎野田勝人君（拍手）登壇Ⅱ皆様お疲れさまです。県民ネットワークの野田でございます。ただいまの時間が四時十五分。最後の質問者として頑張ります。

私は、以前はよく申し上げていたんですけども、久々に現場主義というところで、本当に地域を同じ目線で、代弁者というのはもちろんなんですけども、同じ価値観を持って地域の人たちと動くということをモットーとして活動をさせていただいている次第です。そういった中で今回の質問も入らせていただきたいと思います。

まず、農地中間管理事業についてであります。

農地中間管理事業は、農地中間管理機構、佐賀県では公益社団法人佐賀県農業公社が、県の指定を受けて機構の役割を担っていただいております。農地を貸したい農家から一旦借り受け、その借り受けた農地を農業経営の規模拡大や効率化を図りたい担い手農家に貸し付ける制度であり、農地を担い手などへ集積、集約して生産コストの低減を図り、農業を持続可能なものとする大変重要な仕組みであると認識しているところです。

先日、地元の農業委員の方々とゆっくり話す機会があり、その際に、農業経営基盤強化促進法が改正され、令和七年三月までに各市町は、農業者や関係者の話し合いの結果を踏まえ、地域の将来の農業や農地利用の在り方を定めた地域計画を策定することになっていること。この地域計画については現在私の地元でも策定に向け議論が始まり、高まっているところでもあります。農業者の皆さんや地域の方々が、自らで地域の将来の農業を考える非常に重要な機会でもあります。地域ごとに状況や課題が異なり、対応も難しいと思うところですが、地域に寄り添いながら

しつかりと進めていただきたいと思います。そして、その地域計画の策定後に新たに契約される、または更新される農地の貸借については、農地の所有者と耕作者との相対契約、利用権設定事業が廃止され、先ほど申し上げた農地中間管理事業に一本化されること、この一本化に対して地域では、地元市町で今まで行ってきたような細かな調整、対応ができるのかという不安も上がっているところであります。

さらに、農地中間管理事業では、佐賀県農業公社が令和七年四月から事業の手数料として農地の所有者、いわゆる出し手、そして受け手、耕作者の双方から賃借料の1%を徴収すること。この手数料の発生は新たな負担であり、実は耕作放棄につながったり、ヤミ耕作につながるおそれがあり、地域計画からの実現から大きく遠ざかるのではないかと心配があるとのことでありました。さらに、この徴収の話自体が、実は決定事項として上から命令系という感が否めず、もっと地元として時間を割いた対応ができなかったのかと反発が大きかったと伺っております。

農業委員の方からこうした話を伺った後、農地中間管理機構の手数料について佐賀県農業公社に確認したところ、令和七年四月以降、賃貸契約をする者を手数料徴収の対象にすること、ただし、使用貸借、いわゆるゼロ円契約、お金を取らない契約やお米などの物納は対象としないということ。手数料は、所有者の出し手、耕作者の受け手、双方からそれぞれの賃料の1%を毎年徴収すると伺ったところであります。

今回の手数料徴収については、佐賀県農業公社をはじめ、他県公社からもいろいろとお話をお伺いいたしました。運営面からやむを得ないとも考えるところであります。一方で、1%といえども、肥料、燃料、農業資材の高騰に加え、物流など農業情勢の取り巻きが厳しい中、農家

にとつてはさらなる経済負担となることには変わりはなく、受け入れ難いと国への予算拡充の意思表示もされているとのことであります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず、手数料徴収に至った背景についてであります。

手数料については、既に全国では九府県のみが徴収されている状況の中、今回、佐賀県農業公社が手数料徴収を決定されたところであります。宮崎県では、現在の市町の農業委員会の協力なしにはやっていけない旨、今までの体制、かつ手数料は取らない方針とのことでありました。九州では佐賀県が初めて徴収と伺っています。佐賀県農業公社が手数料徴収の決定に至った背景はどのようなものかお伺いいたします。

次に、手数料徴収決定の手続及び周知についてお伺いいたします。

また、農業委員の方からは、最近になって決定事項として初めて聞いたとの声が出ており、少し性急過ぎたのではないかと、農家へもつと丁寧な説明が必要であったのではないかと批判の声も伺いました。佐賀県農業公社ではどのような手続を踏んで手数料徴収を決定され、そして、周知されたかお伺いいたします。

最後に、県の受け止め及び今後の対応についてであります。

農用地の利用の効率化を図るためには、この農地中間管理事業は大変重要な事業であります。今回の手数料徴収については、佐賀県農業公社が決定されたことではあります。県はどのように受け止め、また今後、公社に一本化され、対応に不安の声が上がる中、県として何か対応していく考えがあるのかお伺いいたします。

問いの二番目です。中山間地域の農業振興です。

中山間地域の農業振興に關しましては、毎回、各議員の皆さんから質

問があつております。私はちょっと角度を変えたつもりなんですけれども、そういった形で質問させていただきまます。

中山間地域は営農条件が厳しく、農業を続けていくことは本当に大変であり、地域の方々からは継続できてあと五年、さらにその五年先には集落がなくなるのではないかとといった話さえ聞かれるところ、それでも先祖代々の土地を何とか守っていききたい、そして、若い人に農業を継いでいってもらいたいとの思いを持ち、高齢になってもなお、今日も農業に取り組んでおられる現状があります。

こうした方々の中には、高齢なればこそ、いろいろある事業の資料の理解の難しさや申請書を書くこと自体困難であるという話を伺ったときには大きな衝撃を受けました。また、農業を続けていても、機械が壊れ、修理代がかさみ、機械の購入となると数百万はかかる。そうなるとうこの年代では無理。農業に対する意欲もそがれ、これをきっかけに離農を考えざるを得ないといったことを口にされる方もいらっしゃいます。機械購入に対する補助の対象者は認定農業者などに限られており、こうした方々のほとんどは補助金をもらうことができないでおられます。

また、北多久地域では平成三十年から「水田農業を考える会」の取組に普及センターが入り、支援をしていただいておりますが、将来に向けて話し合いをしましょうとか、自分たちで話し合いをしてくださいますと言われているのですが、地域の方々からは何を話し合つてよいのかが分からない、回を重ねていくにつれ、次第に意見そのものがなくなつていったとのことでありました。

県では、自発の地域づくりを進められており、やる気や意欲がある地域を応援することは大切なこと。その一方で、何をどうしてよいか分か

らない現状に困つておられる方々も存在しているのであります。やる気や意欲を持たせることはもちろんのことですが、そのような気持ちはあるのだが、どうすればよいのか分からず、表に現れない方々へ寄り添い、耳を傾け、掘り起こすことも重要なことではないのかと考えます。

県では、中山間地域の農村集落や組織に対して支援を行う平成三十年からの「それぞれの中山間チャレンジ事業」が、令和五年度からは「未来につなぐ さが中山間プロジェクト」が実施、展開されています。中山間地域にとつてはありがたい取組ではありますが、中山間にはさきに述べた以外にも特有の課題があるのも事実であります。

事業でサポートしていただくことは本来にありがたいと思えます。しかし、事業化が目的ありきでなく、そこにたどり着くまでの様々な課題にも寄り添う必要があると考えます。まさに人を大切にであります。

そこで、以下の件につきまして質問させていただきます。

まず、中山間地域の農村集落や組織に対するこれまでの取組で見えてきた課題を、県としてどう捉えていらっしゃるのか伺いいたします。

そして、今後の支援をどのように取り組んでいくのか伺いいたします。

次に、大きな三番目です。野生イノシシの豚熱対策についてであります。

六月六日、唐津におきまして、九州では初となる野生イノシシでの豚熱感染が確認されました。私は昨年、県内の養豚場での豚熱発生後の令和五年九月議会一般質問において、野生イノシシの豚熱対策に関する質問を行うとともに、県猟友会の役員としても県が実施するイノシシ用経ロワクチン散布演習への参加や、経ロワクチン散布候補地の選定作業に

関わるなど、万が一の発生に備えた準備もしてきてきたところでもあります。

このように万全の準備を進める一方、県内の養豚場での新たな発生やイノシシでの発生がなかったことに関しては、携わられた皆様のおかげだと安堵していたところでありましたが、突然降って湧いたかのような、唐津市でイノシシでの豚熱感染が確認されたことに大変驚いており、残念でなりません。これをくい止めるためには早急な感染の拡大防止対策が必要であると考えます。

豚熱の感染経路に関して、昨年の県内養豚場での豚熱発生については、野生イノシシ経由ではなく、人や物の移動によって運び込まれた可能性が高いと見られるところですが、今回のイノシシ発生に関しても、養豚場での発生以降強化されたイノシシの検査でも約九カ月間もの間、陽性が確認されてこなかったことや、今回の発生が局所的であることなどから、前回同様、また今回も外部から運び込まれた可能性が高いのではないかという気がしてならないところでもあります。

一方で、既に県内に入ってしまったからには、今後は確実に封じ込めを行い、これ以上外に広がらないようにすることが何よりも大事であり、関係各者が一体となり、いち早く対策を打つことが重要であると考えます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

今回の野生イノシシでの豚熱の発生に対する県の考え方があります。

今回の野生イノシシでの豚熱の飛び地のような局部的な発生に対して、県はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、野生イノシシの豚熱対策の取組についてであります。

野生イノシシの豚熱感染拡大を防ぐため、県では、今回の豚熱発生後

どのような対策を実施してこられたのか。また、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

最後に、新たな狩猟者や捕獲従事者等の確保、育成についてであります。

豚熱対策においては、日頃からイノシシと関わり、知識と技術、経験を有する狩猟者や捕獲従事者との一体となった連携が不可欠であります。豚熱は国内東方面から拡大し、既に山口県まで来ているところです。そしてまた、隣国の韓国では致死率ほぼ一〇〇%のアフリカ豚熱など急拡大しており、九州北部は予断を許されない状況であります。野鳥に鳥インフルが感染すれば、その影響の対策も必要となってまいります。このように未曾有の事態への対策の実施体制をより強化していくためには、これからの新たな狩猟者や捕獲従事者を確保、育成していく必要があります。

新たな狩猟者などの確保、育成については、県はどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

問いの四番目です。子育て家庭への支援についてであります。

核家族化が進展している現代においては、出産を間近に控えた母親や子育て中の親に係る負担やストレスは、昔に比べて多いのではないかと察するところがあり、しかも、多胎児となれば、その負担やストレスはいかなるものかと危惧するところでもあります。何で双子を生んだらう、命の誕生を素直に喜べず、自分を責め落ち込んだり、また、心身ともに係る負担の大きさに、社会から孤立する傾向にあることが国の調査でも明らかになっているとのことでもあります。

そのような中、実家で里帰り出産をしたいと思っても、妊婦の親も仕

事をしているため、出産前や出産直後の心身への負担が大きい時期に、家族など周囲からの援助を受けられないというケースも多いことを伺いました。

先日、里帰り出産のため娘さんが県外から県内の実家に帰省されている親御さんと話をする機会がありました。

娘さんは、多胎児を出産され、しばらく両親の支援を受けながら育児をしようとしておりましたが、祖父母世代も現役で仕事をされており、なかなか休みを取っての支援ができない状況であること。そして、もともと県内の方であれば、多胎児家庭のヘルパー派遣を受けられるのが、県外からの里帰り出産ということで利用ができなかったと伺いました。

県では、「子育てし大県」が「プロジェクト」で、誰もが安心して子育てができる環境づくりを推進しておられます。これまで様々な取組を充実させられているところではありますが、乳幼児のいる子育て世帯は、核家族に限らず、同居世帯や里帰りの中であっても、家庭の状況によつては、家族など周囲からの十分な支援が難しい場合があります。特に、多胎児の里帰り出産においては、負担感や不安感が大きくなると思われることから、県内の実家で子育てをしている家庭については、同じ支援を受けられる環境を整える必要があると強く感じた次第であります。そこで、次の点についてお伺いいたします。

乳幼児のいる子育て家庭への支援についてであります。

核家族化や地域のつながりが希薄化する中、孤立化する子育て世帯が増えておりますが、乳幼児のいる家庭が抱える子育ての不安やストレスを緩和したり、家事や育児の援助を受けたい方への支援として、どのような取組があるのかお伺いいたします。

そして次に、里帰り出産の多胎家庭への支援についてお伺いいたします。

ある調査では、多胎児の母親は単体児の母親に比べ不安を抱きやすい状況にあり、母親を取り巻く育児環境に問題があるとありました。

このことから、負担の軽減には環境を整えることが重要と考え、多胎家庭支援ヘルパー派遣事業や市町が主体で行うファミリーサポート事業などの充実が欠かせないものではないかと思っております。県では、「子育てし大県」に力を入れていただいているところであります。多胎家庭へのヘルパー派遣については、里帰り中の方でも利用できるようになれば、母親はもちろんのこと、祖父母への負担も軽減となるなど、効果が期待されるとあります。

派遣事業の対象を拡大し、支援することが望ましいと考えているところであります。学校の考えをお伺いいたします。

最後です。学校と地域との連携についてお伺いいたします。

私は、三十年ほど前から現在に至るまで、子供のPTA活動や教育後援会活動を通じて学校、家庭、地域との関わりを学校側に軸足を置いた立場から携わらせていただきました。

一方、地元の公民分館長や市の社会教育委員、県の子ども会連合会などを務め、地元の子供会や公民館活動など、地域社会に軸足を置いた立場でも活動に関わってまいりました。いわゆる学校教育と社会教育の両面に携わらせていただいているところであります。

こうした中、最近の状況を見ると、人口減少や核家族化など家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域の人間関係が希薄化しており、さらに今回のコロナ禍が追い打ちをかけているよう

にも思います。このまま少しずつ希薄化が進み続けることは、人と人の結びつき、地域の絆、その総合力である地域の教育力が低下していくのではないかと危惧しているところでもあります。

また、このような中で、学校と地域の連携についても持続できるのか疑問を持っているところです。少子化や学校の統廃合が進み、地域から子供がいなくなっている状況が生じ、百年以上続いた地域と学校との関係が大きく様変わりしており、あえて子供たちが地域に関わる場を大人がつくっていく必要があるのではないかと考えているところでもあります。

令和五年六月に閣議決定された教育振興基本計画の中では、令和五年から五年間の教育政策の目標と基本施策が示されておりますが、その中で、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上」が掲げられており、国としても学校と地域の連携をさらに強化する必要性が述べられています。

教育課程での地域連携は、授業に必要な地域の人がその授業のときに関わり、そして、挨拶運動、除草作業などに対する地域の皆さんの御協力は大変ありがたい人材なのですが、実はその役目で終わっていないのかと、連携を考えるときにいろいろ考えさせられています。

また、地域社会においても、昔と違い、子供たちに声掛けすらしにくくなったとの声に代表されるように、大きな距離感を感じ、子供たちが地域で生まれ、地域に目を向け、親しみ、なじむことがますますなくなってきたのではないかとも思います。そうになると、子供たちが、育ったふるさとに誇りとか愛着が湧くのか疑問に感じるところであります。

そこで、このような時代背景をもとに、随分と長い間言われ続けてい

る学校と地域の連携について、どのように県はお考えなのかお伺いいたします。

まず、社会教育から見た学校と地域との連携について、県はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

次に、学校教育から見た学校と地域の連携であります。

国としても、学校と地域の連携をさらに強化する必要性が述べられ、教育振興基本計画の中でも教育政策の目標と基本施策が示されました。学校教育の立場から、学校と地域との連携について教育委員会の考えをお伺いいたします。

以上、五問の質問をさせていただきます。御答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

◎諸岡県民環境部長 登壇 野田勝人議員の御質問にお答えいたします。私からは、社会教育から見た学校と地域との連携についてお答えいたします。

昨今、我々を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、議員御指摘のとおり、人と人との関係の希薄化は実感されるところであります。こうした今であるからこそ、人の果たす役割の大きさ、人づくりの大切さを改めて感じております。

昨年度策定しました佐賀県教育大綱においても、子供を取り巻く家庭や学校、地域が様々な生き生きとした環境をつくり、子供が挑戦できる、それを応援できるようにしたい、そうした思いを示させていただいております。

県では、地域全体で子供たちの学びや成長を応援する地域と学校の連携を進める取組を行っております。

県内の様々な市町では、この取組の中で地域の実情、特色に応じた様々な活動が行われており、例えば、地域の方々が学校へ赴いて、読み聞かせや町探検、登山の引率、こうしたことで教員の補助を行う、そうしたもののほか、野菜作りやウナギの放流、しめ縄作り、茶道体験などの手ほどきをするといったことも行われております。

こうした連携を行いますことで、地域の方々からは、学校に行き、子供に関わることで元気ややりがいを感じるなどの声もあり、特に高齢者の生きがいにもつながっているのではないかとというふうに思っております。

また、学校の現場からは、子供たちが地域住民との関わりにより社会性を磨くことにつながっている。活動を通して、ふるさとに愛着と誇りを持つ児童が育っている。こうした声も聞かれるところであります。

地域と学校との連携の中で、こうしたうれしい声がさらに多く聞かれるようになることを期待しているところでございます。

社会教育は、人々が相互に学び合う中で、つながりづくり、人づくり、そしてまた自発の地域づくりにもつながる大変重要なものだと考えております。佐賀県では、みんなが自然に支え合い、心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広める取組を進めております。社会教育が今後ますます進化し、中でも地域と学校の連携をさらに進めていく中で、高い志と佐賀に誇りを持った骨太でたくましい子供、豊かな感受性や人を思う優しさを持った子供、佐賀の未来を担う多様な個性を持った人材、こうした子供、人材が育っていくことが、我々が目指す社会に近づいていくものだというふうと考えております。

佐賀に誇りを持ち、未来の担い手となる子供たちが地域と共に生き生

きと様々なことに挑戦し、健やかに成長していくことができるよう、精いっぱい応援していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎島内農林水産部長 登壇 Ⅱ私からは、大きく三項目についてお答えいたします。

最初に大きな一項目め、農地中間管理事業についてでございます。

まず、手数料徴収に至った背景でございます。

議員御指摘のとおり、令和七年四月以降、農地の賃借については農地中間管理事業に一本化されることになりました。これに伴い、農業公社が行う事業の契約手続ですとか、賃料の受け払いなどに係る業務量が数年後には現在の三倍から四倍に増加するため、体制の整備が急務となつたところでございます。

これまで事業の事務費につきましては国や県の補助で賄われてきたところでございますが、今後、補助金のみでは増加する業務への対応が難しいと予測されたため、今回、事業を利用する地権者や耕作者から、事務手続の対価として経費の一部を徴収することについて農業公社が判断されたものでございます。

次に、手数料徴収の決定手続及び周知についてでございます。

農業公社では、さきに手数料を徴収している道府県や九州各県の状況を調査しながら、令和五年七月から県などと手数料徴収に関する議論を始め、徴収基準や徴収方法などの検討を重ねてこられました。その結果を基に、農業者や市町、農業会議、JA、県などで構成される農業公社の理事会において議論がなされ、令和五年十二月の理事会において手数料の徴収が決定されたところでございます。

地権者や耕作者に対する周知につきましては、手数料の徴収が始まる一年前の今年三月から開始されており、農業委員会などでの説明や市町などの窓口でのチラシの配布、市町や農業委員会の広報誌などへの掲載など、幅広く丁寧に行われていると承知をしております。

また、農地の賃借がこの事業に一本化されることや手数料を徴収されることへの農家、特に高齢農家の不安や疑問に対しましては、私ども県と農業公社と一緒に丁寧に説明をしております。

大きな一項目めの最後、県の受け止め及び今後の対応でございます。

今回の手数料徴収は、農家にとっては新たな負担となりますが、農家の業務量の増加に対応するため、利用者から事務手続の対価として経費の一部を徴収するものであり、今後の農地中間管理事業の安定的な運営を考えた場合、必要な対応であると受け止めております。

今後、農業従事者が減少していくことが確実になっている中、農地中間管理事業の機能が安定して発揮され、担い手への集積、集約が進んでいくよう、農業者をはじめ、市町、農業委員会などの声を聞きながら、県として必要な対応をしっかりと取ってまいります。

次に大きな二項目め、中山間地域の農業振興でございます。

中山間地域は、ミカンや肉用牛など、本県を代表する農畜産物の産地が形成されておりますが、平たん地と比較して生産条件に恵まれておらず、担い手の不足や耕作放棄地の増加など、課題も深刻化しております。

このような現状を踏まえまして、中山間地域の農業・農地の維持、農業所得の向上を図るため、平成三十年から「それぞれの中山間チャレンジプロジェクト」に取り組んでまいりました。

成功の事例を一つ挙げますと、佐賀市富士町では、将来、一つの集落

だけでは農地を維持できないという危機感から、県内初となる中山間地域での広域営農法人が設立され、複数集落を対象としたドローン防除などの農作業を受託されています。加えまして、現在では林業の作業受託や露地野菜の栽培など、中山間地域の特色を生かした取組で経営の安定化を目指しております。

一方で、将来ビジョンは描いたものの、地域内での合意形成を図ることができず、ビジョンの実現に至らなかった集落もございました。

このような取組の中で幾つかの課題も見えてまいりました。中山間地域農業の振興のためには、これまでの取組の成果を県内各地に拡大していくとともに、十分な取組に至っていない集落や産地もまだまだございますことから、集落や産地のやる気につながるような支援が引き続き必要なこと。また、中山間地域では集落や地域の中だけで人材を確保することが難しくなってきたことから、農業・農村関係人口や交流人口の創出等により、多様な人材を確保し活用することで地域の活性化につながる取組が必要なこと。

このような課題に対応するため、令和五年度からこれまでの事業内容に加えて地域の活性化につながる取組を支援することにより、農業による元気な中山間づくりを目指す「未来につながる さが中山間プロジェクト」に取り組んでおります。

今後の支援策といたしましては、このプロジェクトにおきまして、地域の課題解決に向き合う集落や産地に対してビジョンの形成や新規品目の作付が地域の活性化につながるということで、交流人口の拡大などの実情に応じた支援など、引き続き取り組んでいくこととしております。

さらに、地域外からの担い手確保の手段の一つとして、地域おこし協

力隊制度を活用するなど、集落や産地のやる気を引き出す取組も進めてまいります。

こうした取組を通して一つでも多くの成功事例をつくり、多くの集落や産地のやる気につなげ、その取組を関係機関と連携、支援していくことで、中山間地農業の振興を図ってまいります。

次に、大きな三項目め、野生イノシシの豚熱対策についてお答えします。

まず、今回の野生イノシシでの豚熱発生に対する県の考えでございませぬ。

県では、昨年八月、唐津市の養豚農場における豚熱発生以降、野生イノシシへの豚熱感染状況を確認するため、発生地周辺の検査を強化してまいりました。こうした中で今回の発生につきましては、六月六日に陽性が確認されるまでの約九カ月間の検査結果が全て陰性であった中で突如発生したこと。昨年豚熱が発生した二例目の養豚農場では今年一月に経営再開する時点におきまして改めて検査を行い、農場にウイルスがないことを確認したこと。埋却地周辺からの浸出水についても今回イノシシの陽性確認後、改めて検査を行いました。ウイルスは検出されなかったことなどから、今回の事案と昨年の養豚場での発生との関係性は低いというふうと考えております。

次に、野生イノシシの豚熱対策の取組についてでございます。

県内の野生イノシシで豚熱の陽性が確認された六月六日、県では防災監をトップとする佐賀県豚熱対策本部を設置し、今後の対応などを協議いたしました。

そしてまず、県内全ての養豚農家に対しまして発生事例についての情

報提供を行うとともに、飼育している豚に異常がないことを同日中に確認いたしました。また、イノシシに対しては豚熱感染の監視を強化するため、検査の頻度を増やすとともに、豚熱ウイルスの拡散防止のため、イノシシ捕獲時の消毒徹底の周知ですとか、豚熱が確認された周辺で捕獲したイノシシ肉の市場流通の自粛要請などを行ってまいりました。

また、国から経口ワクチン散布推奨地域の指定を受け、イノシシが見された場所から半径十キロメートル圏内におきまして六月十三日、十四日の二日間にわたりまして経口ワクチンの緊急散布を行ったところでございます。

本日、県の職員が経口ワクチンを散布した場所を確認したところ、イノシシが食べた痕跡を確認することができました。今回のワクチン散布がスムーズに対応できたのは、猟友会をはじめとする関係者の協力があってこそのことであり、心から感謝申し上げます。

今後とも、県内の全養豚農場における防疫対応の強化はもとより、イノシシへの感染状況の監視強化を行い、野生イノシシへの豚熱感染拡大の防止に努めてまいります。

この項目の最後、新たな狩猟者等の確保、育成についてでございます。今後、イノシシにおける豚熱感染の早期発見のためには、イノシシを捕獲する狩猟者等を確保していき、育成していくことが重要であると考えております。

このため、まず、狩猟者等の確保対策としては、狩猟免許試験の回数や会場を増やすことで、免許取得の機会を増やしたいというふうにご考えております。

また、県では、新たな狩猟者の確保につながるよう、七月六日に佐賀

市におきましてイノシシ肉を使った料理コンテストや、狩猟相談コーナーの設置などのイベントを佐賀青年会議所との共催で開催することとしております。

捕獲者等の育成に関しましては、令和五年度から多久市と小城市のモデル集落におきまして候補地を選定した上で捕獲技術の専門家の指導の下、捕獲技術研修会を実施しております。

今後とも、市町や猟友会と連携いたしまして、新たな狩猟者等の確保、育成に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○ 時 間 延 長

◎議長（大場芳博君） 時間を延長します。

◎種村男女参画・子ども局長 登壇。私からは、子育て家庭への支援について二点お答えをいたします。

まず、乳幼児のいる子育て家庭への支援についてでございます。

乳幼児期の子供をお持ちの御家族の方は、毎日の家事、育児の中で心理的にも、身体的にも負担感を抱えながらも、我が子の健やかな成長を願って日々子育てに向き合っていると思っております。

佐賀県は、佐賀で子育てがしたい、子育てが楽しいと思ってもらえるような佐賀県をつくるという思いで、平成二十七年度から「子育てし大県」さが「プロジェクト」に取り組んでおります。これまで子育て当事者など現場の声を聞きながら、佐賀らしい取組を充実させ、磨き上げてまいりました。

乳幼児期における子育て支援策といたしましては、例えば、子育て相談アプリ「ママリ」を活用して、母親同士による情報交換、悩みに対す

る先輩ママからのアドバイス、専門家によるオンライン相談など、妊娠婦が孤立せず、いつでも気軽に相談できる環境を整えております。

また、新生児が生まれた御家庭には、佐賀の子育て支援情報を網羅したリーフレットの入った「さが子育てメール便」をお届けしております。佐賀県の充実した支援策を知ってもらい、利用してもらうことで、充実した子育て環境を実感してもらいたいと思っております。

それから、「マイナス一歳からのイクカジ」、この取組は女性に偏りがちな家事、育児負担につきまして、妻の妊娠期、いわゆるマイナス一歳期から男性、女性共に家事、育児に参画をするということを促しているものでございます。

また、市町におきましても、親同士の交流や育児相談を行う子育てサロンですとか、育児の援助を受けたい方と行いたい方をマッチングするファミリー・サポート・センター、これらの取組が行われているところでございます。

続きまして、里帰り出産の多胎家庭への支援についてでございます。

子育ては一人でも大変なのに、双子などの多胎児の場合は、同時に複数の子供を育て始めなければならず、御不安、御苦労が多いかと思っております。

県では、令和元年度に発足いたしました多胎児の子育てを経験した方々による民間支援団体、「さが多胎ネット」、こちらのほうから当事者としての声をいただきまして、これを受けまして、多胎育児経験者が市民に相談に乗るピアサポート事業ですとか、心身の負担の軽減や外出支援などを行うヘルパー派遣事業、こういったものを取り組んでまいりました。

この多胎家庭への支援につきましては、他県では市町単位で実施されているところがほとんどなのですが、佐賀県では多胎出産というのは年間に五、六十件ということで、ちょっと少なくなっています。市町によつては数年に一度ぐらいしかないとか、そういった場合もございます。単独の市町で取組が困難な場合もありますので、ここは県単位で取り組んでいるとございます。

議員からお話がありました多胎家庭ヘルパー派遣事業、これは自宅にヘルパーを派遣いたしましたして、妊娠や育児による心身の負担の軽減につながりますよう、家事の手伝いですとか、外出したいときのサポートを行っているものとございます。

御提案がありました里帰り中の方も対象にしてはということにつきましては、これは前向きに検討させていただきたいと思えます。市町やヘルパー派遣をお願いしている関係団体の御協力も必要ですので、そここの話も進めていきたいと思えます。

今後も、現場の声に寄り添いながら、佐賀らしいきめ細やかな取組を行いまして、安心して子育てができる環境を整えてまいります。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇 Ⅱ 私からは、学校教育から見た学校と地域との連携についてお答えをいたします。

学校は、子供が社会の中でよりよく生きていくために学ぶ場所だと思えます。また、子供は学校だけでなく、家庭や地域も含めて自分を取り巻く環境の中で様々なことを感じ取り、学び、体験しながら、自ら進む道を考え、自立に向けて成長していくことから、地域との連携、協働というのは学校教育にとって欠かせないものと考えています。

学校では、小・中・高それぞれの段階に応じて地域の特色を生かした学びを教育課程に位置づけて実践をしております。地域に出かけていて、あるいは地域の方に学校に来ていただいて、地域の人や物、事に触れることを通してすばらしさを知ったり、家族や学校の先生と違う大人の生き方や考え方に触れることもできます。学校での学びが実社会と結びつくことで学ぶことへの意欲にもつながるものと考えています。

例えば、小中学校であれば、地域の方との野菜作りや花壇作り、地域へ出かけていって、歴史や文化、伝統産業などについても調べたりといったことがございます。

お住まいの多久市では、御承知のとおり、老人会の方々の清掃活動であったり、多久聖廟での積菜の舞の奉納など、地域とともにある学校、コミュニティ・スクールとして、地域での様々な活動を展開されています。地域に根差した多くのことを学んでいる子供たちには、伝統を次につないでいくという誇りが育っているのではないかなというふうに感じております。

また、県立高校では、唯一無二の学校づくりの一つとして、地域と協働した教育活動に力を入れているところもあり、この活動がそれぞれの学校の魅力や特色につながっています。

例えば、唐津西高校では、生徒が虹の松原の清掃活動や馬渡島に自生するゲンコウというかんきつ類なんですけれども、これの植樹活動を行うなど、様々な地域貢献活動に携わっているんですけれども、この取組をさらに発展させ、活動から学びへつなげるために、令和六年四月から普通科内に地域探求進学コースを設けて、地域の魅力や課題について学び、課題解決に向けて、地域の自治体や企業、研究機関などと連携した

課題解決学習を行っているところです。

こうした地域で学ぶ活動を通して、また、多様な分野の方々に関わることで、物の見方、考え方、様々な価値観に刺激を受けながら、自分の興味、関心も広がり、深まって、地域への愛着や地域へ貢献しようという心も醸成されていくのだというふうに思います。地域とつながりながら、自らそこに課題を発見し、調査分析し、解決に向けて取り組んだ経験があると、子供たちは自分の力で地域をよりよくするんだ、できるんだという実感を持つことができるのではないかと考えています。

子供たちが社会はみんなできつつっていくもの、誰かがやってくれるのを待つのではなくて、自分で考えて他者とも協働して行動していくことが大事と考えるような、そんな将来の社会の担い手になってくれればというふうに思っています。

また、子供たちだけでなく教員にとっても、地域とつながることで、学校を外から見てくださっている方々と関わりを深め、対話を重ねることとで新たな発見、多角的な視点を得ることにつながります。

県の教育大綱には、「子どもたちをとりまく家庭や学校、地域が様々な生き生きとした環境をつくり、子どもが挑戦できる、そしてそれを応援できるようにしていきたい」とあります。

学校におきましても、今後も保護者や地域と連携して、将来を担う子供たちの成長を共に支えていきたいと考えています。そして、地域の方々に様々な取組を知っていただくこと、参加いただくことで、子供たちと関わる楽しさ、醍醐味や連携の意義も伝わるのではないかと考えていますので、こうした発信についても積極的に行って進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎野田勝人君 登壇Ⅱ御答弁をいただきましてありがとうございます。

時間も時間でありますので、簡潔に、社会教育、学校教育から見る連携ですね。確かに、両方サイドからお話をいただきました。いろんなことをされています。されているんだけど、何でこんなに距離感とか親近感がなくなって、遠ざかっているような、あるいは希薄化を感じるのか、そこが不思議でならないんですね。そこに疑問を持っているところなんですけれども、これは永遠のテーマじゃないですけども、すぐ答えが出るもんじゃないと思っています。でも、子供さんたちはもう本当に純粹ですから、すぐそういったことには反応して、そういう思いになつてくださると思います。問題は大人のほう、学校を出てからも、じゃ、学校に支援をしてくださるような若い人たち、仕事、仕事というのは分かるんだけど、子供たちがお世話になったら、じゃ、やっぱり学校にも恩返しをしよう、できることをやろうよというのが連携だと私は思っているんですけども、残念ながら学校に来ていらつしやるのは高齢者の方ばかりというような状況を見ると、難しいなというふうに感じます。

再質問は、中山間地域の振興です。

やっぱり御答弁の中にチャレンジ事業の話があつて、事業のことに対してやる人がなかなかうまくいかなかったところは、人が足りないとか、そういったところで、よそから連れてきて、今後対応したいというようなことだったと思います。

県の職員さんは結構、現場に出てきているんな応援をしてくださっています。すごいなと感心します。でも例えば、私がそうやって地域で聞

く、本当に困っているようなことというのは、職員さんのほうには一言も入っていないのかなと今日の御答弁を聞いて感じたところです。いろんな事業に関して、先ほども申し上げたように、事業ありきで手を挙げれば自発の地域づくり、そして、その事業が進んでいきます。それが成功すれば成功なんです。ところが、分からない方々とか、あるいは資料も理解できない、そういった方々がいっぱいいらっしゃる。そういう声が聞こえてこないのかな、不思議で私は首をかしげたところです。ちよつと角度を変えた質問をしたいと言いましたが、事業ありきということよりも、「人の想いに寄り添う」とか人を大切にという思いのこちらの御答弁を期待しておったんですけれども、そこで質問です。

皆さん方には、本当にいろんな地域での悩み、あるいは困り事、本当に農業をやめんといかぬというような、そういう声は届いているのでしょうか、そこを一点お尋ねします。

あとは常任委員会ですでにいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎島内農林水産部長 登壇 野田議員の再質問にお答えいたします。

地域に出向いていった県の職員が、地域の皆さん方の困り事について、本当に耳に刺さっているんだろうかというふうな内容だったかと思いません。

私もこれまで、農林事務所のほうで長く現場の経験をしました。その中で、地域の皆さん方のお困り事ということにつきましては、なるべく拾い上げて、県のどういう施策に生かしていけるのかというのを、現地にいるときには本庁の担当課のほうに伝えてきていたのではないかと、いうふうに思っています。そのことが、今なかなか限られた職員の中で

きていないということがあるのであれば、また私のほうから、今日、野田議員のほうからあったお話を改めて本庁の職員、また、現地機関の職員のほうに伝えまして、地域の皆さん方、特に高齢農業者の方に寄り添った施策ができるよう今後とも取り組んでいきたいと思っております。私からは以上でございます。

◎議長（大場芳博君） これで本日の日程は終了いたしました。明日二十日は引き続き一般質問を行います。本日はこれで散会いたします。

午後五時十四分 散会

速記者 木村 佐知子